

参 考 资 料

1 生活保護関係

1. 保護の動向

(1) 被保護世帯、人員、保護率の推移

	被保護世帯		保護の開廃の状況			被保護人員		保護率 (%)
	実数 (世帯)	指数	開始世帯数 A	廃止世帯数 B	A/B	実数 (人)	指数	
60年度	780,507	100.0	14,659	16,027	0.91	1,431,117	100.0	11.8
61年度	595,407	76.3	11,430	10,837	1.05	884,912	61.8	7.1
62年度	601,925	77.1	11,746	11,132	1.06	882,229	61.6	7.0
63年度	613,106	78.6	12,202	11,006	1.11	887,450	62.0	7.1
64年度	631,488	80.9	12,921	11,112	1.16	905,589	63.3	7.2
65年度	663,060	85.0	15,145	12,057	1.26	946,994	66.2	7.5
66年度	704,055	90.2	15,826	12,232	1.29	1,004,472	70.2	7.9
67年度	751,302	96.3	16,722	12,526	1.33	1,072,238	74.9	8.4
68年度	805,169	103.2	17,906	13,050	1.37	1,148,088	80.2	9.0
69年度	870,931	111.6	19,413	13,789	1.41	1,242,723	86.8	9.8
70年度	941,270	120.6	20,463	14,872	1.38	1,344,327	93.9	10.5
71年度	998,887	128.0	19,187	15,164	1.27	1,423,388	96.9	10.3
72年度	1,041,508	133.4	18,187	14,874	1.22	1,475,838	103.1	11.6
73年度	1,075,824	137.8	16,885	14,265	1.18	1,513,924	105.8	11.8

資料：福祉行政報告例（平成18年度は生活保護速報による。）

(2) 世帯類型別構成比の推移

	年 度	総 数 (%)	高齢者世帯		母子世帯 (%)	傷病・障害世帯		その他世帯 (%)
			総 数(%)	単 身(%)		総 数(%)	単 身(%)	
構 成 比	60年度	100.0	31.2	82.1	14.6	44.8	82.1	9.3
	61年度	100.0	41.8	87.8	9.0	42.1	75.7	7.1
	62年度	100.0	42.3	88.1	8.7	42.0	76.5	6.9
	63年度	100.0	43.2	89.3	8.4	41.6	77.2	6.8
	64年度	100.0	44.0	88.5	8.3	41.0	77.8	6.7
	65年度	100.0	44.5	88.4	8.2	40.4	78.1	6.9
	66年度	100.0	44.9	88.3	8.3	39.6	78.1	7.1
	67年度	100.0	45.5	88.1	8.4	38.7	78.1	7.4
	68年度	100.0	46.0	87.9	8.5	37.8	78.3	7.7
	69年度	100.0	46.3	87.8	8.6	36.7	78.3	7.3
	70年度	100.0	46.3	87.6	8.7	35.8	78.4	7.3
	71年度	100.0	46.7	87.6	8.8	35.1	78.6	9.4
	72年度	100.0	43.5	88.4	8.7	37.5	79.1	10.3
	73年度	100.0	44.1	88.7	8.6	37.0	79.3	10.2

資料：福祉行政報告例（平成18年度は生活保護速報による。）

(3) 生活保護費に占める扶助種類別割合（単位：千円）

	保護費総額	生活扶助費	(%)	住宅扶助費	(%)	教育扶助費	(%)	医療扶助費	(%)	介護扶助費	(%)
平成13年度	175,979,803	57,922,478	32.9	18,666,079	10.6	744,196	0.4	93,575,703	53.2	1,846,936	1.0
平成14年度	187,693,320	63,349,640	33.8	21,012,063	11.2	814,015	0.4	96,851,479	51.6	2,426,605	1.3
平成15年度	201,852,200	68,184,779	33.8	23,522,003	11.7	888,878	0.4	103,011,660	51.0	2,986,761	1.5
平成16年度	211,954,160	70,010,705	33.0	25,605,935	12.1	944,633	0.4	108,571,607	51.2	3,490,020	1.6
平成17年度	219,078,983	70,780,017	32.3	27,265,534	12.4	982,637	0.4	112,253,786	51.2	3,920,009	1.8
平成18年度	222,406,816	71,987,872	32.4	28,665,681	12.9	993,494	0.4	112,483,237	50.6	4,193,954	1.9

	出産扶助費	(%)	生業扶助費	(%)	葬祭扶助費	(%)	事務費等	(%)
平成13年度	17,910	0.0	15,681	0.0	308,096	0.2	2,882,723	1.6
平成14年度	18,968	0.0	21,255	0.0	350,827	0.2	2,848,467	1.5
平成15年度	22,282	0.0	24,785	0.0	368,129	0.2	2,842,922	1.4
平成16年度	20,883	0.0	26,413	0.0	410,381	0.2	2,873,583	1.4
平成17年度	18,509	0.0	518,250	0.2	444,001	0.2	2,896,240	1.3
平成18年度	21,951	0.0	638,158	0.3	468,481	0.2	2,953,988	1.3

資料：生活保護速報（各年度毎の扶助金額は、年度平均値である。）

(4) 世帯類型別保護受給期間別世帯数の割合の推移

(世帯、%)

年	総世帯					高齢者世帯				
	世帯数	1 年未満	1～3 年未満	3～10 年未満	10年 以上	世帯数	1 年未満	1～3 年未満	3～10 年未満	10年 以上
4年	570,550	9.3	14.8	40.3	35.7	241,520	5.2	10.8	38.7	45.3
5年	565,640	10.1	14.9	38.1	36.9	244,710	6.0	11.0	36.4	46.7
6年	574,920	11.1	16.0	35.2	37.8	253,390	6.4	11.8	34.0	47.6
7年	580,000	10.7	17.7	33.3	38.2	253,250	6.8	12.9	32.1	48.2
8年	589,000	11.1	18.4	32.3	38.1	261,670	7.1	13.7	30.9	48.3
9年	605,350	11.6	18.5	32.3	37.6	272,730	7.5	14.5	30.7	47.4
10年	630,830	12.2	19.3	32.4	36.2	289,660	7.8	14.9	31.1	46.2
11年	677,910	13.2	20.1	32.4	34.4	313,410	7.8	15.7	31.4	44.1
12年	719,200	13.3	22.0	32.6	32.1	330,880	9.0	17.4	31.8	41.8
13年	767,870	13.0	22.9	34.0	30.1	362,350	8.9	18.2	33.3	39.6
14年	838,550	14.8	22.1	34.9	28.2	398,200	9.7	17.4	34.9	37.0
15年	908,790	14.8	22.4	36.0	26.7	433,720	9.8	18.2	36.4	35.5
16年	970,640	13.9	23.1	37.1	25.8	465,160	9.1	18.3	38.0	34.6
17年	1,015,830	12.5	22.5	39.6	25.5	438,030	8.0	16.9	40.2	34.7
年	母子世帯					傷病障害者世帯				
	世帯数	1 年未満	1～3 年未満	3～10 年未満	10年 以上	世帯数	1 年未満	1～3 年未満	3～10 年未満	10年 以上
4年	56,540	13.9	22.3	50.5	13.4	227,500	12.6	16.8	38.7	31.8
5年	52,750	15.3	22.9	47.5	14.3	225,950	13.3	17.2	37.3	32.2
6年	50,620	17.1	24.5	43.8	14.5	233,320	14.5	18.5	34.1	32.8
7年	49,960	15.0	28.3	41.3	15.5	245,110	13.8	20.4	32.8	33.0
8年	49,640	16.2	27.2	40.7	15.9	248,220	13.8	21.3	32.5	32.4
9年	48,610	17.2	27.3	39.9	15.6	254,310	14.5	21.0	32.5	31.9
10年	49,030	18.5	29.3	39.5	12.6	257,700	15.1	22.0	32.8	30.1
11年	54,620	19.4	29.7	38.8	12.1	269,310	16.2	23.0	32.5	28.3
12年	56,120	20.4	31.6	38.0	7.9	290,010	15.5	24.5	33.3	26.7
13年	62,870	20.3	33.6	37.0	8.1	295,230	15.3	25.5	34.7	24.5
14年	69,350	22.7	31.8	37.6	7.9	307,860	17.5	24.0	35.1	23.4
15年	75,210	21.0	33.0	39.0	6.9	331,080	17.3	24.3	36.3	22.2
16年	81,180	19.3	33.6	40.3	6.9	342,970	16.6	25.2	37.0	21.1
17年	78,060	18.0	32.9	42.6	6.5	396,720	14.4	24.4	39.2	21.9
年	その他世帯									
	世帯数	1 年未満	1～3 年未満	3～10 年未満	10年 以上					
4年	44,900	8.3	16.1	43.9	31.7					
5年	42,230	10.2	15.4	40.8	33.6					
6年	37,390	13.1	16.8	37.2	33.0					
7年	31,680	11.8	19.1	34.4	34.7					
8年	29,470	14.5	21.3	30.6	33.6					
9年	29,700	15.2	19.7	32.3	32.8					
10年	34,400	17.6	21.3	29.9	31.2					
11年	40,570	18.3	22.1	30.3	28.3					
12年	42,190	21.5	28.3	27.8	22.4					
13年	47,420	20.1	28.9	30.3	20.6					
14年	63,140	24.7	26.1	31.2	18.1					
15年	68,780	28.0	28.4	28.7	14.8					
16年	81,330	24.7	31.4	30.1	13.8					
17年	103,020	19.5	31.1	35.1	14.3					

資料：被保護者全国一斉調査(個別調査)

2. 福祉事務所の現状

(1) 査察指導員及び現業員の業務経験の状況

年 度	査 察 指 導 員			現 業 員		
	総 数 (人)	現業員 未経験者数 (人)	構成比 (%)	総 数 (人)	現業経験1年 未満の者数 (人)	構成比 (%)
9 年度	2,130	645	30.3	9,604	2,056	21.4
10 年度	2,134	577	27.0	9,647	2,120	22.0
11 年度	2,146	630	29.4	9,784	2,157	22.0
12 年度	2,151	639	29.7	10,102	2,325	23.0
13 年度	2,202	634	28.8	10,430	2,452	23.5
14 年度	2,220	615	27.7	10,847	2,577	23.8
15 年度	2,269	593	26.1	11,408	2,840	24.9
16 年度	2,307	550	23.8	11,944	2,846	23.8
17 年度	2,365	556	23.5	12,450	3,123	25.1
18 年度	2,404	539	22.4	12,873	3,182	24.7

(注) 生活保護法施行事務監査資料

(2) 査察指導員の欠員状況

	未 充 足 人 員 (人)			未 充 足 事 務 所 数 (か所)		
	総 数	郡 部	市 部	総 数	郡 部	市 部
平成16年度	160	7	153	115	7	108
平成17年度	160	3	157	107	3	104
平成18年度	181	1	180	117	1	116

(注) 生活保護法施行事務監査資料

(3) 現業員の欠員状況

	未 充 足 人 員 (人)			未 充 足 事 務 所 数 (か所)		
	総 数	郡 部	市 部	総 数	郡 部	市 部
平成16年度	1,198	61	1,137	281	42	239
平成17年度	1,221	37	1,184	265	30	235
平成18年度	1,275	38	1,237	276	32	244

(注) 生活保護法施行事務監査資料

(参考) 全国の福祉事務所、査察指導員、現業員数

	福 祉 事 務 所 数 (か所)	査 察 指 導 員 数 (人)	現 業 員 数 (人)
平成16年度	1,225	2,307	11,944
平成17年度	1,219	2,365	12,450
平成18年度	1,236	2,404	12,873

(注) 生活保護法施行事務監査資料

(4) 規模別福祉事務所の現状

ア 被保護世帯規模別福祉事務所の推移

被保護世帯規模別	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	事務所数 (か所)	構成比 (%)	事務所数 (か所)	構成比 (%)	事務所数 (か所)	構成比 (%)
100以下	170	13.9	175	14.4	176	14.2
101~200	226	18.4	227	18.6	236	19.1
201~500	348	28.4	327	26.8	331	26.8
501以上	481	39.3	490	40.2	493	39.9
計	1,225	100.0	1,219	100.0	1,236	100.0

(注) 生活保護法施行事務監査資料

イ 現業員規模別福祉事務所の状況

現業員 規模別	事務所数	査察指導員			現業員		
		総数 (人)	現業員 未経験者数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	現業経験1年 未満の者数 (人)	構成比 (%)
3人以下	411 (33.3%)	427	161	37.7	966	285	29.5
4人~7人	388 (31.4)	482	143	29.7	1,999	515	25.8
8人以上	437 (35.3)	1,495	235	15.7	9,908	2,382	24.0
計	1,236 (100.0)	2,404	539	22.4	12,873	3,182	24.7

(注) 平成18年度生活保護法施行事務監査資料

(参考)

専任面接員の配置状況

区分	総数	郡部	市部
事務所数	1,236か所	253か所	983か所
配置事務所数	211か所	3か所	208か所
配置率	17.1%	1.2%	21.2%

(注) 平成18年度生活保護法施行事務監査資料

3 指導監査の実施状況

(1) 厚生労働省及び都道府県・指定都市が実施した指導監査の状況（平成18年度）

区 分		都道府県・ 指定都市数	福祉事務所数	ケース検討数 (被保護世帯数)
監査対象数 A		62 県市	1,236 箇所	1,075,824 件
監 査 実 施 数	厚生労働省	62 県市	73 箇所	4,704 件
	県・市	—	1,190 箇所	53,995 件
	合計 B	62 県市	1,263 箇所	58,699 件
実施率 B/A		100.0%	102.2%	5.5%

資料：平成18年度監査資料、監査実施結果報告

「監査対象数A」の（被保護世帯数）は生活保護速報による。

(2) 厚生労働省が実施した指導監査結果に基づく主な問題点（平成18年度）

都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 本 庁		か所	%
	・管内福祉事務所の実施体制の整備・確保	50	80.6
	・自動車保有ケースに対する指導の徹底	21	33.9
	・課税状況調査の実施	4	6.5
福 祉 事 務 所		か所	%
	保護の適正実施の推進		
	・訪問調査活動	50	68.5
	・扶養能力調査	48	65.8
	・病状把握及び就労指導の徹底	47	64.4
	・収入申告書の徴取	20	27.4
	・課税調査	15	20.5
	・他法他施策の活用	14	19.2
	・開始時の関係先調査	11	15.1
	・63条の適正な適用	4	5.5
	組織的な運営管理の推進		
・実施体制の整備	21	28.8	
・組織的運営管理の充実強化	9	12.3	

資料：平成18年度厚生労働省監査結果

(注) 都道府県・指定都市本庁指摘率＝か所／62

福祉事務所指摘率＝か所／73

(3) 福祉事務所に対する指摘事項（平成18年度）

①主眼事項・着眼点別改善指示事項（その1）

指摘事項	厚生労働省監査分			都道府県・市監査分			合 計			指摘率 (%)
	郡部	市部	計	郡部	市部	計	郡部	市部	計	
I 保護の適正実施の推進	2	70	72	138	683	821	140	753	893	70.7
1 保護の相談、申請、開始段階における 助言、指導及び調査の徹底		48	48	40	204	244	40	252	292	23.1
(1)面接相談時における適切な対応				4	22	26	4	22	26	2.1
(2)適切な事務処理		2	2	12	55	67	12	57	69	5.5
(3)保護開始時における調査		18	18	20	77	97	20	95	115	9.1
(4)扶養義務履行の指導		42	42	15	94	109	15	136	151	12.0
(5)関係機関等との連携				2	2	4	2	2	4	0.3
2 保護受給中における指導援助の推進	2	70	72	126	622	748	128	692	820	64.9
(1)権利、義務の周知徹底		4	4	7	9	16	7	13	20	1.6
(2)資産及び収入の把握		32	32	58	240	298	58	272	330	26.1
(3)年金等の受給資格の確認		20	20	30	169	199	30	189	219	17.3
(4)扶養能力調査の実施	1	46	47	65	246	311	66	292	358	28.3
(5)処遇方針の設定		37	37	11	83	94	11	120	131	10.4
(6)計画的な訪問調査活動の推進		53	53	51	334	385	51	387	438	34.7
(7)就労阻害要因の把握	2	48	50	38	201	239	40	249	289	22.9
(8)個別具体的な指導援助の充実	2	55	57	21	154	175	23	209	232	18.4
(9)関係機関との連携及び社会資源等の活用		1	1	3	41	44	3	42	45	3.6
(10)自立助長ケースの選定				3	24	27	3	24	27	2.1
3 適正な保護の決定事務の確保				36	173	209	36	173	209	16.5
最低生活費の認定、加算、控除等の決定 事務の適正処理				36	173	209	36	173	209	16.5
4 不正受給防止対策等の推進		10	10	20	99	119	20	109	129	10.2
(1)収入申告内容の確認等の状況		3	3	18	89	107	18	92	110	8.7
(2)不正受給ケースに対する措置		10	10		10	10		20	20	1.6
(3)不正受給等の原因分析の及び再発防止対策		1	1	2	5	7	2	6	8	0.6
II 医療扶助の適正運営の確保		17	17	39	243	282	39	260	299	23.7
(i)医療扶助受給者に対する指導援助の状況		1	1	25	112	137	25	113	138	10.9
(2)レセプトの点検・活用		5	5	1	41	42	1	46	47	3.7
(3)移送給付等の状況				8	60	68	8	60	68	5.4
(4)嘱託医等の配置及び活動状況				4	27	31	4	27	31	2.5
(5)本庁への協議技術的助言の要請状況				1		1	1		1	0.1
(6)他法他施策の活用及び関係機関との連携		16	16	21	129	150	21	145	166	13.1
(7)頻回受診者に対する適正受診指導状況		1	1	6	47	53	6	48	54	4.3
(8)医療扶助の例外的給付(入院日数180日超)				2	23	25	2	23	25	2.0

(その2)

指摘事項	厚生労働省監査分			都道府県・市監査分			合 計			指摘率 (%)
	郡部	市部	計	郡部	市部	計	郡部	市部	計	
Ⅲ 介護扶助の適正運営の確保				13	65	78	13	65	78	6.2
(1) 介護扶助受給者に対する指導援助の状況				6	25	31	6	25	31	2.5
(2) 介護給付費の点検等				2	7	9	2	7	9	0.7
(3) 福祉用具及び住宅改修の給付状況				2	8	10	2	8	10	0.8
(4) 介護施設入所者基本生活費等給付				1	4	5	1	4	5	0.4
(5) 本庁への技術的助言の要請状況										0.0
(6) 他法他施策の活用及び関係機関との連携				2	35	37	2	35	37	2.9
Ⅳ 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保				1	7	8	1	7	8	0.6
(1) 適正な入所措置事務等の確保				1	5	6	1	5	6	0.5
(2) 適正な保護の決定事務の確保					2	2		2	2	0.2
Ⅴ 組織的な運営管理の推進		52	52	40	341	381	40	393	433	34.3
1 計画的な運営管理の推進		43	43	10	69	79	10	112	122	9.7
(1) 理事者等の現状認識		41	41	1	11	12	1	52	53	4.2
(2) 処遇困難ケースに対する組織的取組		27	27		4	4		31	31	2.5
(3) 運営の方針及び事業計画の状況		1	1	2	16	18	2	17	19	1.5
(4) 自主的內部点検及び適正化対策事業 の実施及び活用状況		1	1	2	21	23	2	22	24	1.9
(5) ケース診断会議の活用状況		22	22	7	21	28	7	43	50	4.0
2 査察指導機能の充実		50	50	24	184	208	24	234	258	20.4
(1) 現業活動の掌握体制の確保		19	19	6	51	57	6	70	76	6.0
(2) 訪問の進行管理等		37	37	16	108	124	16	145	161	12.7
(3) ケース審査及び助言、指導		46	46	10	78	88	10	124	134	10.6
(4) 処遇困難ケースへの対応		5	5		5	5		10	10	0.8
3 実施体制の確保		32	32	16	179	195	16	211	227	18.0
(1) 職員の配置状況		31	31	8	124	132	8	155	163	12.9
(2) 面接相談体制の状況					2	2		2	2	0.2
(3) 経理事務の処理状況		3	3	8	50	58	8	53	61	4.8
(4) ケース記録等事務処理の管理状況				1	16	17	1	16	17	1.3
Ⅵ 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導		2	2	8	96	104	8	98	106	8.4
(1) 福祉事務所の実情に応じた取組状況		1	1		33	33		34	34	2.7
(2) 暴力団関係者ケースに対する調査、指導					5	5		5	5	0.4
(3) 自動車保有ケースに対する調査、指導		2	2	7	53	60	7	55	62	4.9

(注) 1 本表は厚生労働省及び都道府県・指定都市の監査結果通知において、着眼点(カッコ数字)ごとに指摘した福祉事務所の延べ数を主眼事項(Ⅰ-Ⅰ～Ⅵ)ごとに各事項で指摘した福祉事務所数の実数を記載したものである。

2 指摘率 =
$$\frac{\text{指摘を受けた福祉事務所数}}{\text{厚生労働省監査実施事務所数73箇所+都道府県・指定都市本庁一般監査実施事務所数1,190箇所}} \times 100$$

② ケース検討結果の指導指示の状況

(平成18年度実施分)

	総数	厚生労働省 監査	都道府県・指定都市監査			
			一般監査	特別指導監査	小計	
ケース検討数(A)	件 58,699	件 4,704	件 47,873	件 6,122	件 53,995	
文書指導・指示ケース数(B)	件 18,799	件 2,540	件 13,757	件 2,502	件 16,259	
指導・指示率(B/A)	% 32.0	% 54.0	% 28.7	% 40.9	% 30.1	
指導 指示 事項	処遇方針の樹立	件 496 (1.8)	件 1 (0.0)	件 440 (2.2)	件 55 (1.4)	件 495 (2.1)
	資産の把握・活用	1,626 (5.8)	181 (4.3)	1,209 (6.0)	236 (6.1)	1,445 (6.0)
	扶養能力調査	4,992 (17.8)	795 (19.1)	3,544 (17.7)	653 (16.8)	4,197 (17.6)
	他法他施策の活用	3,114 (11.1)	428 (10.3)	2,277 (11.4)	409 (10.5)	2,686 (11.2)
	最低生活費の算定	1,772 (6.3)	140 (3.4)	1,441 (7.2)	191 (4.9)	1,632 (6.8)
	収入認定	3,747 (13.4)	413 (9.9)	2,808 (14.0)	526 (13.5)	3,334 (14.0)
	病状把握	2,994 (10.7)	476 (11.4)	2,070 (10.4)	448 (11.5)	2,518 (10.5)
	稼働能力の活用	478 (1.7)	115 (2.8)	310 (1.6)	53 (1.4)	363 (1.5)
	指導・指示の徹底	2,599 (9.3)	539 (12.9)	1,712 (8.6)	348 (8.9)	2,060 (8.6)
	訪問による実態把握	5,458 (19.5)	976 (23.4)	3,627 (18.1)	855 (22.0)	4,482 (18.8)
	その他	780 (2.8)	104 (2.5)	560 (2.8)	116 (3.0)	676 (2.8)
	合計	28,056 (100.0)	4,168 (100.0)	19,998 (100.0)	3,890 (100.0)	23,888 (100.0)

(注)()内の数字は、合計に対する構成割合

資料:平成18年度生活保護法施行事務監査監査実施結果報告、平成18年度厚生労働省監査結果

③都道府県・指定都市別ケース検討結果表（都道府県・指定都市実施分）

(その1)

区分	検討総数 A	指導・指示数 B	指導・指示率 B/A	実調数	1 処遇方針	2 世帯認定	3 資産		4 扶養	5 他法他施策				6 最低生活費		
							ア 資産把握	イ 資産活用		ウ 自立支援法	エ 福祉各法	オ 社会保険	カ その他	キ 基準生活費	ク 加算	ケ その他
北海道	1,592	746	46.9	0	87	4	60	20	280	16	9	19	0	12	23	31
青森県	963	163	16.9	46	0	2	9	6	19	24	9	25	1	4	14	6
岩手県	662	318	48.0	8	13	2	20	14	54	8	9	17	8	4	6	8
宮城県	470	156	33.2	5	1	3	2	1	43	15	4	8	1	2	7	0
秋田県	675	235	34.8	0	4	7	28	4	81	9	1	41	5	12	4	2
山形県	309	117	37.9	20	0	0	6	3	34	2	0	3	0	7	5	0
福島県	698	211	30.2	87	25	6	33	7	148	18	6	35	3	7	2	2
茨城県	337	73	21.7	0	0	1	4	5	15	5	1	16	0	4	5	0
栃木県	651	181	27.8	0	1	3	6	1	28	2	2	0	0	10	19	4
群馬県	501	229	45.7	2	11	9	11	17	86	18	11	29	3	14	1	9
埼玉県	2,211	435	19.7	0	1	1	9	8	34	7	11	44	5	3	12	56
千葉県	1,333	498	37.4	0	2	1	14	7	139	19	19	34	1	55	10	4
東京都	3,049	890	29.2	0	73	47	75	3	143	21	24	35	2	237	27	14
神奈川県	1,037	206	19.9	30	2	2	21	4	22	8	8	19	1	5	16	4
新潟県	421	131	31.1	421	1	0	0	1	36	7	8	18	0	0	2	2
富山県	203	28	13.8	7	0	1	3	0	5	1	0	0	0	2	0	4
石川県	181	74	40.9	1	9	0	4	1	17	2	0	3	1	7	0	0
福井県	236	138	58.5	8	2	5	2	1	46	1	0	1	0	11	0	1
山梨県	160	75	46.9	0	7	1	8	2	29	1	1	13	2	2	2	0
長野県	419	184	43.9	0	6	2	8	6	38	2	1	15	0	57	17	3
岐阜県	343	136	39.7	6	30	2	10	1	12	11	10	16	0	25	15	1
静岡県	559	257	46.0	13	0	3	12	5	116	21	33	22	0	13	19	1
愛知県	1,171	319	27.2	16	10	3	9	6	58	12	17	56	1	7	8	10
三重県	792	374	47.2	0	0	3	23	15	101	24	17	16	6	10	6	3
滋賀県	366	221	60.4	19	0	6	8	6	23	10	1	5	1	1	8	1
京都府	519	365	70.3	34	0	3	32	9	127	8	12	54	1	17	14	3
大阪府	1,876	484	25.8	11	16	0	6	3	100	17	8	22	1	5	2	1
兵庫県	1,532	431	28.1	4	0	3	17	3	116	35	3	55	0	0	8	2
奈良県	518	112	21.6	0	2	2	2	2	16	3	13	7	0	0	11	0
和歌山県	527	339	64.3	1	19	16	14	9	101	27	1	33	0	15	25	4
鳥取県	197	102	51.8	11	0	0	7	5	16	5	17	16	4	20	4	8
島根県	211	60	28.4	1	0	0	2	6	8	2	4	7	0	1	3	2
岡山県	774	209	27.0	0	1	3	2	1	30	12	8	17	9	2	13	5
広島県	930	533	57.3	8	5	28	58	67	197	23	26	43	3	8	12	12
山口県	629	196	31.2	23	2	0	15	5	8	32	12	33	1	0	18	8
徳島県	541	70	12.9	1	0	2	0	2	12	2	0	8	0	2	3	0
香川県	334	211	63.2	0	6	6	6	9	64	3	3	11	0	1	2	7
愛媛県	699	234	33.5	0	4	3	13	10	81	6	2	23	8	1	1	0
高知県	625	306	49.0	14	8	6	4	2	143	11	1	45	1	3	6	5
福岡県	2,246	379	16.9	0	24	5	12	2	33	15	3	46	3	7	12	4
佐賀県	387	72	18.6	4	6	0	0	0	17	1	0	1	2	0	0	1
長崎県	716	296	41.3	2	0	1	29	8	92	21	2	19	0	2	11	1
熊本県	635	122	19.2	0	1	2	3	2	47	3	0	6	1	1	4	2
大分県	422	190	45.0	59	0	17	17	4	45	3	9	14	0	4	2	5
宮崎県	563	207	36.8	0	1	1	15	4	69	8	8	6	4	6	4	7
鹿児島県	1,158	408	35.2	20	1	3	10	4	94	28	9	24	1	2	14	1
沖縄県	1,237	499	40.3	33	0	6	31	18	161	18	5	39	0	11	24	53
札幌市	2,182	452	20.7	0	27	4	39	18	83	6	5	41	3	17	14	7
仙台市	578	437	75.6	0	0	5	28	6	195	20	12	39	0	6	7	2
さいたま市	494	139	28.1	0	0	4	2	0	17	4	3	12	0	18	7	0
千葉市	664	200	30.1	10	0	2	9	0	43	2	4	1	0	10	6	1
横浜市	1,542	342	22.2	0	3	3	41	14	35	27	5	24	5	3	15	11
川崎市	856	157	18.3	20	45	2	50	1	112	19	11	46	0	16	1	4
静岡市	298	78	26.2	5	0	0	2	4	24	0	0	3	0	1	4	0
名古屋市	1,295	589	45.5	107	12	1	83	21	178	26	8	131	0	10	27	1
京都市	2,444	256	10.5	36	3	3	39	2	22	20	1	10	0	1	3	22
大阪市	2,045	479	23.4	0	0	1	31	1	107	29	2	15	2	9	16	2
堺市	810	169	20.9	15	11	4	2	0	25	5	0	10	1	1	1	1
神戸市	920	144	15.7	0	4	1	8	4	50	9	2	15	0	4	0	0
広島市	1,303	289	22.2	0	0	3	15	6	35	12	8	43	3	1	21	6
北九州市	805	40	5.0	48	8	1	0	0	5	2	0	1	0	1	2	0
福岡市	1,144	268	23.4	55	1	2	20	0	82	14	7	24	0	3	13	0
合計	53,995	16,259	30.1	1,211	495	257	1,049	396	4,197	742	416	1,434	94	720	558	354
					(2.3)	(1.2)	(4.8)	(1.8)	(19.4)	(3.4)	(1.9)	(6.6)	(0.4)	(3.3)	(2.6)	(1.6)

資料：平成18年度監査実施結果報告

(注) () 内は、指導指示総数に対する構成割合

(その2)

7 収入認定				8 保護の決定	9 病状把握			10 稼働		11 指導指示				12 生活実態	13 関係機関連携	合計
コ 収入申告書	サ 内容検討	シ 控除	ス その他		セ 就労指導可否	ソ 療養指導要否	タ その他	チ 稼働の実態	ツ 稼働能力活用	テ 就労指導	ト 療養指導	ナ 検診命令	ニ その他			
73	11	9	13	15	125	44	12	4	6	100	4	2	21	137	7	1,144
12	5	1	7	0	13	3	9	1	4	21	0	0	0	8	1	204
39	11	8	15	34	19	9	15	0	1	18	6	0	5	118	0	461
15	6	3	1	3	16	0	8	1	1	36	1	1	6	37	1	223
26	17	0	3	4	10	5	8	0	3	7	0	0	2	46	0	329
9	8	0	0	4	11	0	9	0	1	11	1	2	1	54	0	171
26	16	3	1	4	25	7	11	5	3	42	7	4	6	57	3	512
10	4	2	2	1	5	0	4	0	0	4	1	2	0	6	0	97
14	17	7	4	5	1	0	2	0	0	21	1	2	26	84	0	260
20	14	0	7	14	26	2	8	0	3	7	0	1	7	50	0	378
49	23	4	9	0	69	15	20	0	0	19	0	3	0	150	2	554
93	29	22	0	0	22	4	14	1	8	25	3	2	7	185	8	728
220	9	122	28	24	16	4	2	3	6	12	1	0	1	81	0	1,230
25	15	3	6	1	9	2	7	0	3	6	1	2	1	85	1	279
31	3	3	0	0	28	1	0	5	0	17	0	1	0	32	2	198
2	0	0	1	0	2	0	1	0	1	1	0	0	1	7	0	32
16	4	0	1	4	5	1	2	1	2	2	1	0	3	40	2	128
34	8	3	2	9	3	0	0	0	0	7	0	0	4	47	1	188
9	0	1	1	3	3	0	6	0	0	3	0	0	3	24	1	122
20	24	4	2	0	8	4	2	1	5	5	0	0	2	68	4	304
16	6	1	0	0	9	4	14	1	0	3	0	3	0	38	1	229
0	11	3	1	6	14	0	0	0	4	27	0	2	3	66	0	382
14	11	4	9	1	34	4	9	3	5	29	3	1	15	63	4	406
43	11	3	3	2	38	3	12	3	7	55	0	1	17	154	9	585
59	6	1	4	0	15	1	0	0	2	22	2	1	1	155	1	340
43	34	24	1	7	45	2	14	10	38	34	1	4	12	174	12	735
37	4	4	1	1	64	10	13	2	17	48	3	1	5	253	2	646
59	17	3	1	3	17	4	26	2	4	36	8	4	1	155	4	586
27	6	2	0	1	17	2	2	0	3	19	0	0	0	33	0	170
33	39	3	2	2	43	24	50	0	11	60	2	3	9	102	12	659
6	4	3	8	3	10	2	7	0	0	13	0	0	2	23	0	183
2	7	2	6	1	5	1	8	0	0	0	0	0	0	7	0	74
49	26	4	11	3	6	0	6	0	1	10	1	0	0	73	0	293
63	52	9	12	39	45	27	14	9	8	85	6	8	71	188	4	1,122
10	20	9	7	0	11	14	2	0	2	14	2	0	0	19	3	247
4	10	1	0	1	3	1	2	1	0	19	0	0	1	14	1	89
29	1	2	1	1	31	0	13	0	2	32	1	1	22	73	9	336
12	5	1	0	1	26	13	60	2	9	21	7	0	1	8	4	322
38	11	1	3	3	23	21	17	0	1	21	4	1	3	55	1	438
42	6	3	6	0	37	7	12	1	4	28	2	1	0	103	0	418
9	1	1	0	0	11	0	1	0	0	4	0	0	1	16	0	72
11	21	1	5	3	30	3	18	0	2	34	1	1	7	59	4	386
7	9	0	0	1	9	2	11	0	5	11	0	0	0	22	0	149
60	13	1	12	9	13	3	5	0	1	10	0	1	1	33	3	285
23	13	3	0	0	27	2	4	0	3	15	0	2	3	42	5	275
31	25	2	6	1	57	9	17	0	3	48	4	7	3	117	2	523
58	13	14	22	2	36	0	13	2	11	30	1	3	5	172	2	750
30	16	5	16	5	40	11	6	4	14	84	1	1	9	42	0	548
55	31	5	4	4	48	0	7	0	8	68	1	1	19	209	9	789
15	8	0	2	3	6	0	22	1	6	10	0	2	0	33	4	179
8	13	1	0	0	12	6	60	0	2	35	1	2	1	10	0	229
22	11	8	37	13	19	4	17	1	9	23	2	1	9	80	0	442
4	12	1	16	9	26	11	5	2	7	16	0	0	8	35	3	462
11	4	1	1	0	0	0	0	0	4	4	0	2	2	28	1	96
31	43	7	1	6	54	26	2	6	4	22	7	0	24	153	2	886
12	4	7	0	15	5	0	56	0	1	8	2	2	0	8	0	246
23	64	1	14	2	28	2	3	0	12	34	0	0	1	191	0	590
10	4	2	1	2	18	4	3	1	2	32	2	1	4	59	0	206
0	1	1	13	1	14	1	9	9	7	21	0	0	7	14	0	195
14	17	2	26	7	18	45	31	0	11	38	0	4	0	46	0	412
4	1	0	2	0	12	3	0	0	0	4	0	0	0	4	0	50
24	7	3	0	1	18	7	17	0	4	24	6	0	2	37	0	316
1,791	842	344	357	284	1,410	380	728	82	281	1,515	97	83	365	4,482	135	23,888
(8.3)	(3.9)	(1.6)	(1.7)	(1.3)	(6.5)	(1.8)	(3.4)	(0.4)	(1.3)	(7.0)	(0.4)	(0.4)	(1.7)	(20.7)	(0.6)	(100.0)

④都道府県・指定都市別訪問調査活動の状況

区分	総数								郡部					市部					
	検計 総数 A	問題あり				問題 なし B	(A-B)/A (%)	検計 総数	問題あり				問題 なし	検計 総数	問題あり				問題 なし
		1 訪問 格付	2 訪問 計画	3 訪問 頻度	4 目的 達成				1 訪問 格付	2 訪問 計画	3 訪問 頻度	4 目的 達成			1 訪問 格付	2 訪問 計画	3 訪問 頻度	4 目的 達成	
北海道	1,592	21	3	127	70	1,372	13.8	576	4	2	46	21	503	1,016	17	1	81	49	869
青森県	963	2	3	43	39	911	5.4	274	0	0	11	5	263	689	2	3	32	34	648
岩手県	662	4	4	105	102	481	27.3	194	1	1	14	13	138	468	3	3	91	89	343
宮城県	470	24	24	70	54	405	13.8	144	2	7	26	22	117	326	22	17	44	32	288
秋田県	675	3	5	47	45	623	7.7	97	0	0	6	4	90	578	3	5	41	41	533
山形県	309	0	0	56	56	253	18.1	73	0	0	0	0	73	236	0	0	56	56	180
福島県	698	12	15	53	187	512	26.6	137	1	1	6	34	103	561	11	14	47	153	409
茨城県	337	0	0	5	21	314	6.8	91	0	0	0	3	88	246	0	0	5	18	226
栃木県	651	1	1	85	56	565	13.2	109	1	1	1	1	107	542	0	0	84	55	458
群馬県	501	20	26	81	99	372	25.7	50	3	1	13	10	34	451	17	25	68	89	338
埼玉県	2,211	23	55	273	219	1,905	13.8	268	6	14	33	28	232	1,943	17	41	240	191	1,673
千葉県	1,333	13	15	230	229	1,069	19.8	96	1	0	13	13	83	1,237	12	15	217	216	986
東京都	3,049	0	7	605	62	2,378	22.0	31	0	0	0	0	31	3,018	0	7	605	62	2,347
神奈川県	1,037	2	7	85	56	948	8.6	129	0	2	5	4	124	908	2	5	80	52	824
新潟県	421	4	0	69	84	309	26.6	47	0	0	0	6	41	374	4	0	69	78	268
富山県	203	1	1	19	18	180	11.3	13	0	0	0	0	13	190	1	1	19	18	167
石川県	181	0	0	40	35	141	22.1	38	0	0	2	2	36	143	0	0	38	33	105
福井県	236	8	12	89	61	143	39.4	41	0	0	5	5	36	195	8	12	84	56	107
山梨県	160	0	0	24	0	136	15.0	19	0	0	0	0	19	141	0	0	24	0	117
長野県	419	0	0	68	0	351	16.2	89	0	0	17	0	72	330	0	0	51	0	279
岐阜県	343	31	37	75	62	245	28.6	42	5	6	14	13	21	301	26	31	61	49	224
静岡県	559	6	8	150	48	391	30.1	65	0	1	19	4	41	494	6	7	131	44	350
愛知県	1,171	1	10	139	111	984	16.0	148	1	1	13	8	132	1,023	0	9	126	103	852
三重県	792	7	14	162	169	482	39.1	73	0	4	11	13	45	719	7	10	151	156	437
滋賀県	366	9	11	154	155	207	43.4	51	0	0	19	19	32	315	9	11	135	136	175
京都府	519	51	12	161	98	307	40.8	109	12	3	42	24	56	410	39	9	119	74	251
大阪府	1,876	10	18	372	312	1,180	37.1	53	0	0	5	5	34	1,823	10	18	367	307	1,146
兵庫県	1,532	3	5	177	159	1,339	12.6	153	0	0	0	0	153	1,379	3	5	177	159	1,186
奈良県	518	6	10	114	62	383	26.1	109	0	0	25	13	83	409	6	10	89	49	300
和歌山県	527	23	16	92	4	392	25.6	151	3	8	12	1	127	376	20	8	80	3	265
鳥取県	197	0	0	37	40	155	21.3	67	0	0	21	24	41	130	0	0	16	16	114
島根県	211	0	0	12	10	198	6.2	43	0	0	0	0	43	168	0	0	12	10	155
岡山県	774	1	0	73	7	693	10.5	85	1	0	5	0	79	689	0	0	68	7	614
広島県	930	25	48	167	164	521	44.0	62	0	2	8	5	50	868	25	46	159	159	471
山口県	629	3	2	64	70	556	11.6	42	0	0	2	2	40	587	3	2	62	68	516
徳島県	541	9	3	29	23	492	9.1	138	3	2	5	4	129	403	6	1	24	19	363
香川県	334	2	5	170	95	151	54.8	78	0	0	25	14	51	256	2	5	145	81	100
愛媛県	699	0	0	37	20	650	7.0	93	0	0	4	1	89	606	0	0	33	19	561
高知県	625	0	3	60	30	563	9.9	194	0	0	18	6	176	431	0	3	42	24	387
福岡県	2,246	18	27	104	130	1,991	11.4	950	1	0	12	26	874	1,296	17	27	92	104	1,117
佐賀県	387	5	6	46	93	256	33.9	87	0	0	6	19	67	300	5	6	40	74	189
長崎県	716	3	4	65	65	636	11.2	104	0	0	5	6	96	612	3	4	60	59	540
熊本県	635	3	3	58	45	571	10.1	126	0	2	9	6	116	509	3	1	49	39	455
大分県	422	7	6	56	70	341	19.2	26	1	0	6	7	17	396	6	6	50	63	324
宮崎県	563	0	27	66	68	483	14.2	169	0	8	34	36	128	394	0	19	32	32	355
鹿児島県	1,158	16	19	133	150	977	15.6	349	4	6	10	13	332	809	12	13	123	137	645
沖縄県	1,237	18	18	188	207	1,019	17.6	254	0	0	8	13	240	983	18	18	180	194	779
札幌市	2,182	53	60	430	326	1,665	23.7	--	--	--	--	--	2,182	53	60	430	326	1,665	
仙台市	578	1	52	283	289	216	62.6	--	--	--	--	--	578	1	52	283	289	216	
さいたま市	494	9	9	67	67	427	13.6	--	--	--	--	--	494	9	9	67	67	427	
千葉市	664	18	25	144	87	483	27.3	--	--	--	--	--	664	18	25	144	87	483	
横浜市	1,542	79	150	407	428	944	38.8	--	--	--	--	--	1,542	79	150	407	428	944	
川崎市	856	1	5	158	76	678	20.8	--	--	--	--	--	856	1	5	158	76	678	
静岡市	298	0	0	133	60	161	46.0	--	--	--	--	--	298	0	0	133	60	161	
名古屋市	1,295	19	75	208	176	861	33.5	--	--	--	--	--	1,295	19	75	208	176	861	
京都市	2,444	3	1	121	49	2,311	5.4	--	--	--	--	--	2,444	3	1	121	49	2,311	
大阪市	2,045	0	1	866	81	1,097	46.4	--	--	--	--	--	2,045	0	1	866	81	1,097	
堺市	810	35	31	202	174	564	30.4	--	--	--	--	--	810	35	31	202	174	564	
神戸市	920	58	100	265	145	600	34.8	--	--	--	--	--	920	58	100	265	145	600	
広島市	1,303	101	222	333	387	857	34.2	--	--	--	--	--	1,303	101	222	333	387	857	
北九州市	805	1	0	2	1	801	0.5	--	--	--	--	--	805	1	0	2	1	801	
福岡市	1,144	2	2	22	26	1,001	12.5	--	--	--	--	--	1,144	2	2	22	26	1,001	
合計	53,995	775	1,223	8,776	6,332	42,197	21.9	6,337	50	72	536	453	5,495	47,658	725	1,151	8,240	5,879	36,702

資料：平成18年度監査実施結果報告

(4) 都道府県・指定都市別同意書徴取状況

①同意書の徴取状況等

区分	申請件数 A	同意書徴取ケース数 B	徴取率(%) B/A
北海道	7,521	7,408	98.5
青森県	2,482	2,479	99.9
岩手県	1,261	1,191	94.4
宮城県	1,204	1,203	99.9
秋田県	1,434	1,432	99.9
山形県	527	524	99.4
福島県	1,673	1,669	99.8
茨城県	2,179	2,172	99.7
栃木県	1,942	1,942	100.0
群馬県	1,182	1,182	100.0
埼玉県	5,573	5,548	99.6
千葉県	5,153	5,150	99.9
東京都	19,325	13,751	71.2
神奈川県	4,090	4,049	99.0
新潟県	1,430	1,426	99.7
富山県	258	258	100.0
石川県	655	655	100.0
福井県	332	332	100.0
山梨県	413	411	99.5
長野県	1,165	1,165	100.0
岐阜県	897	839	93.5
静岡県	1,494	1,492	99.9
愛知県	2,257	2,205	97.7
三重県	1,650	1,647	99.8
滋賀県	875	875	100.0
京都府	1,278	1,278	100.0
大阪府	9,515	9,472	99.5
兵庫県	4,131	4,128	99.9
奈良県	1,449	1,444	99.7
和歌山県	1,531	1,531	100.0
鳥取県	731	729	99.7
島根県	578	576	99.7
岡山県	2,636	2,636	100.0
広島県	1,962	1,954	99.6
山口県	1,490	1,482	99.5
徳島県	1,054	1,054	100.0
香川県	1,012	1,011	99.9
愛媛県	1,922	1,922	100.0
高知県	2,240	2,240	100.0
福岡県	5,037	5,037	100.0
佐賀県	684	684	100.0
長崎県	2,515	2,515	100.0
熊本県	2,116	2,108	99.6
大分県	1,886	1,876	99.5
宮崎県	1,452	1,447	99.7
鹿児島県	2,718	2,718	100.0
沖縄県	2,827	2,826	100.0
札幌市	4,639	4,639	100.0
仙台市	1,276	1,258	98.6
さいたま市	1,718	1,710	99.5
千葉市	2,062	2,062	100.0
横浜市	7,124	7,124	100.0
川崎市	3,505	3,392	96.8
静岡市	604	601	99.5
名古屋市	3,241	3,241	100.0
京都市	3,380	3,056	90.4
大阪市	14,889	13,293	89.3
堺市	2,289	2,287	99.9
神戸市	3,580	3,580	100.0
広島市	2,166	2,165	100.0
北九州市	1,267	1,262	99.6
福岡市	3,099	3,099	100.0
全国	172,575	164,442	95.3

(注) 申請件数は職権保護を除いた件数である。

資料：平成18年度監査実施結果報告

②関係先調査の実施状況

	調査実 ケース数 A	調査延件数 B							一ケース当り 調査件数 B/A
		年金	生命保険	金融機関	税務調査	雇用先	その他	計B	
北海道	7,046	2,053	130,667	106,785	3,688	62	1,350	244,605	34.7
青森県	2,338	1,189	35,161	28,628	1,224	67	1,309	67,578	28.9
岩手県	1,215	583	19,576	12,564	587	26	673	34,009	28.0
宮城県	1,150	286	18,789	10,960	547	3	150	30,735	26.7
秋田県	1,362	724	26,168	11,522	1,968	34	519	40,935	30.1
山形県	642	357	10,040	7,577	752	11	1,014	19,751	30.8
福島県	1,684	1,190	19,739	16,415	2,752	23	1,054	41,173	24.4
茨城県	2,417	1,389	22,950	22,934	1,295	14	452	49,034	20.3
栃木県	1,942	787	29,867	21,963	946	101	153	53,817	27.7
群馬県	1,220	953	17,753	12,283	1,127	10	219	32,345	26.5
埼玉県	5,510	4,313	66,627	67,139	2,792	60	773	141,704	25.7
千葉県	4,988	2,596	92,037	65,154	2,676	67	410	162,940	32.7
東京都	10,745	2,470	50,237	63,823	1,573	197	1,275	119,575	11.1
神奈川県	4,203	3,038	46,956	48,504	1,589	29	904	101,020	24.0
新潟県	1,435	528	17,221	15,921	961	25	206	34,862	24.3
富山県	260	51	4,354	3,629	99	3	53	8,189	31.5
石川県	655	567	7,040	5,482	384	3	39	13,515	20.6
福井県	332	162	5,873	2,403	328	10	106	8,882	26.8
山梨県	413	356	8,004	5,471	336	60	349	14,576	35.3
長野県	1,135	827	15,840	12,080	760	54	290	29,851	26.3
岐阜県	893	518	18,669	9,179	302	36	247	28,951	32.4
静岡県	1,518	1,054	25,757	15,718	1,118	24	171	43,842	28.9
愛知県	2,317	988	28,732	45,070	776	58	620	76,244	32.9
三重県	1,521	810	24,119	17,374	991	35	397	43,726	28.7
滋賀県	929	223	13,269	10,155	470	1	117	24,235	26.1
京都府	1,273	477	17,067	11,758	1,111	32	223	30,668	24.1
大阪府	9,179	3,316	126,466	130,914	4,717	37	359	265,809	29.0
兵庫県	4,257	3,188	52,419	54,387	4,549	77	1,682	116,302	27.3
奈良県	1,445	1,135	25,861	23,902	1,004	33	1,167	53,102	36.7
和歌山県	1,520	1,030	34,448	23,621	386	93	266	59,844	39.4
鳥取県	727	399	9,745	6,792	815	68	189	18,008	24.8
島根県	561	334	8,449	5,354	287	14	58	14,496	25.8
岡山県	2,515	1,325	51,931	31,749	3,110	35	471	88,621	35.2
広島県	1,940	1,778	35,674	21,725	990	32	558	60,757	31.3
山口県	1,538	1,139	28,700	21,676	1,082	46	549	53,192	34.6
徳島県	1,063	420	19,959	8,056	572	14	151	29,172	27.4
香川県	1,013	442	16,633	18,543	1,272	7	751	37,648	37.2
愛媛県	1,887	1,131	36,896	14,412	1,231	34	419	54,123	28.7
高知県	2,231	1,869	40,182	23,421	1,904	173	1,058	68,607	30.8
福岡県	4,772	2,356	64,266	42,195	3,358	138	835	113,148	23.7
佐賀県	669	226	10,021	7,314	271	12	743	18,587	27.8
長崎県	2,238	1,149	34,188	33,339	1,624	31	685	71,016	31.7
熊本県	2,037	1,440	34,098	18,555	2,352	122	800	57,367	28.2
大分県	1,866	1,160	34,969	15,947	1,445	34	455	54,010	28.9
宮崎県	1,438	1,170	22,179	16,623	683	34	1,330	42,019	29.2
鹿児島県	2,708	1,568	56,026	52,247	1,596	103	2,635	114,175	42.2
沖縄県	2,827	1,382	36,818	21,569	1,102	18	1,409	62,298	22.0
札幌市	4,362	421	113,645	118,014	185	59	125	232,449	53.3
仙台市	1,183	329	13,229	11,609	119	6	50	25,342	21.4
さいたま市	1,592	1,116	16,167	18,144	1,123	16	87	36,653	23.0
千葉市	1,992	587	17,574	22,497	408	13	30	41,109	20.6
横浜市	7,008	6,135	63,707	70,563	6,414	58	1,367	148,244	21.2
川崎市	3,029	1,723	23,725	26,097	1,938	55	82	53,620	17.7
静岡市	595	502	11,525	8,632	597	6	67	21,329	35.8
名古屋市	3,037	590	16,912	24,213	436	59	127	42,337	13.9
京都市	3,084	1,307	25,272	24,476	1,517	30	781	53,383	17.3
大阪市	11,173	4,094	104,492	105,311	13,843	69	370	228,179	20.4
堺市	2,173	310	36,741	27,416	216	11	77	64,771	29.8
神戸市	3,580	3,121	36,291	48,907	3,828	100	1,472	93,719	26.2
広島市	1,505	303	23,553	13,516	53	10	61	37,496	24.9
北九州市	1,262	1,136	35,341	29,601	1,171	50	147	67,446	53.4
福岡市	3,099	2,089	72,217	28,751	2,104	163	1,106	106,430	34.3
計	156,248	80,209	2,162,831	1,820,579	99,454	2,905	35,592	4,201,570	26.9

(注) 調査実ケース数は申請件数(「職権保護」及び「いわゆる住所不定者」を含まない)のうち関係先調査を行ったケース数である。

資料：平成18年度監査実施結果報告

③ 訪問格付の状況

区 分	郡部訪問格付別割合							市部訪問格付別割合						
	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	6ヵ月	12ヵ月	合計	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	6ヵ月	12ヵ月	合計
北海道	2.7	10.0	25.0	44.4	4.5	13.5	100.0	2.2	6.5	28.2	41.7	11.5	9.9	100.0
青森	12.3	6.8	63.5	0.0	0.0	17.4	100.0	11.0	7.1	68.2	0.0	9.9	3.8	100.0
岩手	13.3	24.2	45.7	0.0	16.8	0.0	100.0	8.1	16.0	43.5	17.1	10.0	5.3	100.0
宮城	13.2	8.6	41.3	2.2	16.4	18.2	100.0	10.1	10.6	42.5	1.9	23.7	11.2	100.0
秋田	13.7	17.4	52.5	0.0	0.0	16.4	100.0	14.2	16.8	51.1	1.7	2.1	14.1	100.0
山形	19.1	12.2	42.7	0.0	0.0	26.0	100.0	5.7	5.0	69.7	0.0	0.0	19.6	100.0
福島	12.1	14.4	38.6	0.0	13.2	21.7	100.0	14.1	15.1	49.0	2.4	8.6	10.9	100.0
茨城	6.1	5.8	38.9	16.3	12.6	20.4	100.0	5.8	5.0	37.6	11.4	20.9	19.3	100.0
栃木	6.1	14.9	54.9	0.0	8.1	16.0	100.0	3.1	11.5	70.1	0.0	1.1	14.2	100.0
群馬	15.4	0.0	52.9	0.0	4.8	26.9	100.0	4.4	4.0	66.5	8.9	1.6	14.7	100.0
埼玉	4.6	10.3	28.1	18.1	24.1	14.8	100.0	2.8	6.5	22.5	19.1	38.4	10.8	100.0
千葉	10.5	11.1	43.5	1.4	15.8	17.7	100.0	11.0	4.4	53.3	8.2	14.3	8.8	100.0
東京	5.5	7.0	27.9	0.0	35.4	24.2	100.0	2.7	7.2	18.0	22.0	39.2	10.9	100.0
神奈川	12.3	10.0	35.9	10.2	24.6	7.0	100.0	6.6	3.4	35.1	24.0	22.4	8.6	100.0
新潟	13.3	11.6	43.5	0.0	28.2	3.3	100.0	7.7	9.7	39.8	22.3	13.1	7.4	100.0
富山	8.4	31.8	28.0	0.0	15.0	16.8	100.0	6.9	14.1	47.6	0.0	28.0	3.4	100.0
石川	6.9	16.4	28.3	14.2	13.5	20.8	100.0	1.1	6.1	31.5	32.7	19.9	8.7	100.0
福井	54.2	22.5	11.6	0.0	2.0	9.8	100.0	3.8	6.0	60.6	5.0	10.7	14.0	100.0
山梨	12.0	30.4	22.5	0.0	0.0	35.1	100.0	7.9	13.3	55.6	0.0	1.0	22.2	100.0
長野	12.9	11.2	40.4	0.0	5.4	30.1	100.0	11.8	7.5	45.8	0.4	13.9	20.6	100.0
岐阜	6.6	12.0	54.9	0.0	4.1	22.4	100.0	5.0	16.7	54.4	1.8	18.3	3.8	100.0
静岡	4.3	9.3	27.8	0.0	33.1	25.6	100.0	4.1	2.1	28.0	0.8	44.4	20.7	100.0
愛知	6.7	13.3	58.5	0.0	15.5	6.1	100.0	6.3	14.9	52.2	8.5	13.4	4.6	100.0
三重	7.6	5.1	27.2	17.3	17.4	25.4	100.0	5.3	5.1	22.8	15.1	34.4	17.3	100.0
滋賀	3.6	13.2	13.0	18.3	33.4	18.5	100.0	3.4	16.0	16.6	20.9	32.7	10.3	100.0
京都	5.3	17.5	18.6	16.9	31.7	9.9	100.0	5.2	13.1	18.9	23.3	32.0	7.6	100.0
大阪	8.8	17.0	46.1	0.0	14.2	13.9	100.0	3.5	8.7	36.1	9.4	34.2	8.1	100.0
兵庫	7.4	11.9	44.3	8.1	28.2	0.0	100.0	3.5	3.9	27.6	25.7	34.8	4.5	100.0
奈良	6.6	0.0	45.3	0.0	37.6	10.5	100.0	3.6	2.1	39.9	2.2	44.9	7.3	100.0
和歌山	11.7	13.0	58.7	0.0	16.7	0.0	100.0	6.6	11.6	59.0	12.3	10.5	0.0	100.0
鳥取	46.9	1.4	36.3	0.0	13.1	2.4	100.0	18.0	0.0	64.9	0.0	3.4	13.7	100.0
島根	12.3	15.0	28.8	20.7	7.7	15.4	100.0	6.3	6.3	48.4	15.7	5.2	18.0	100.0
岡山	3.8	7.7	36.2	0.0	28.2	24.2	100.0	4.1	12.9	44.4	2.0	25.9	10.7	100.0
広島	3.3	12.7	58.6	2.2	11.8	11.6	100.0	4.1	8.4	41.4	7.3	28.1	10.6	100.0
山口	7.2	21.5	40.5	0.0	5.4	25.4	100.0	4.6	12.7	43.5	12.8	12.1	14.2	100.0
徳島	6.3	23.0	50.5	0.0	20.2	0.0	100.0	6.2	12.8	64.1	0.0	16.9	0.0	100.0
香川	12.1	18.3	46.2	0.0	23.4	0.0	100.0	7.3	16.4	58.9	8.8	6.6	1.9	100.0
愛媛	16.4	0.0	59.3	0.0	23.3	1.0	100.0	11.6	0.0	70.0	0.0	18.4	0.0	100.0
高知	7.6	17.3	57.9	0.0	17.2	0.0	100.0	6.0	15.7	19.7	28.3	24.0	6.3	100.0
福岡	0.7	30.3	31.5	24.8	3.7	9.1	100.0	6.6	12.5	51.1	12.4	7.4	9.9	100.0
佐賀	9.4	20.0	42.3	0.0	22.2	6.1	100.0	6.6	16.9	44.8	7.4	15.5	8.6	100.0
長崎	15.8	13.6	50.9	0.0	19.7	0.0	100.0	9.5	4.4	33.4	30.8	20.6	1.2	100.0
熊本	28.0	29.8	20.8	0.0	21.5	0.0	100.0	8.9	18.6	46.8	0.9	16.0	8.8	100.0
大分	15.8	15.3	43.1	0.0	23.2	2.7	100.0	5.8	12.6	41.0	16.9	17.4	6.3	100.0
宮崎	3.0	11.9	31.9	32.0	9.4	11.8	100.0	1.8	8.4	32.7	41.9	5.3	9.8	100.0
鹿児島	8.0	0.1	9.6	28.7	37.8	15.9	100.0	5.4	0.0	16.7	33.8	30.3	13.7	100.0
沖縄	9.0	21.3	52.1	0.0	17.7	0.0	100.0	4.0	8.8	35.3	21.7	23.8	6.4	100.0
札幌市								6.0	11.3	33.6	11.0	32.5	5.7	100.0
仙台市								7.8	3.4	43.2	32.5	6.4	6.7	100.0
千葉市								8.9	14.1	10.2	57.7	9.1	0.0	100.0
横浜市								0.8	0.0	21.4	0.0	58.2	19.6	100.0
川崎市								9.3	0.0	49.8	0.0	34.5	6.4	100.0
名古屋市								4.2	15.9	16.9	31.3	18.7	13.1	100.0
京都市								0.8	3.6	27.1	11.1	49.8	7.6	100.0
大阪市								0.5	4.1	18.3	15.3	57.6	4.2	100.0
神戸市								0.4	0.0	23.4	0.0	34.4	41.7	100.0
広島市								2.2	9.6	36.8	0.0	43.4	7.9	100.0
北九州市								1.8	4.7	34.9	0.0	45.4	13.1	100.0
福岡市								2.6	0.0	46.2	0.0	39.8	11.3	100.0
合計	7.7	14.7	36.5	16.0	13.5	11.7	100.0	4.4	7.1	32.7	14.9	30.8	10.1	100.0
全国	4.6	7.6	33.0	15.0	29.6	10.2	100.0							

資料：平成18年度監査実施結果報告

4 指定医療機関に対する個別指導

	指定医療 機関数 A	個別指導 実施箇所数 B	実施率
			B/A
北海道	3,651	38	1.0
青森県	1,620	5	0.3
岩手県	1,446	4	0.3
宮城県	1,295	8	0.6
秋田県	872	8	0.9
山形県	1,323	14	1.1
福島県	1,394	18	1.3
茨城県	3,014	2	0.1
栃木県	1,732	6	0.3
群馬県	2,511	8	0.3
埼玉県	5,146	17	0.3
千葉県	4,332	12	0.3
東京都	17,681	74	0.4
神奈川県	2,929	16	0.5
新潟県	1,636	8	0.5
富山県	698	5	0.7
石川県	1,418	3	0.2
福井県	836	9	1.1
山梨県	1,102	11	1.0
長野県	1,877	15	0.8
岐阜県	1,811	19	1.0
静岡県	2,527	12	0.5
愛知県	4,054	8	0.2
三重県	2,275	8	0.4
滋賀県	1,341	11	0.8
京都府	1,262	10	0.8
大阪府	5,833	36	0.6
兵庫県	4,717	29	0.6
奈良県	1,384	12	0.9
和歌山県	965	6	0.6
鳥取県	784	11	1.4
島根県	1,014	10	1.0
岡山県	1,047	1	0.1
広島県	1,967	1	0.1
山口県	1,608	20	1.2
徳島県	1,383	20	1.4
香川県	652	5	0.8
愛媛県	1,192	10	0.8
高知県	510	15	2.9
福岡県	3,515	10	0.3
佐賀県	1,184	13	1.1
長崎県	2,149	8	0.4
熊本県	1,413	55	3.9
大分県	1,157	18	1.6
宮崎県	982	1	0.1
鹿児島県	1,519	12	0.8
沖縄県	1,536	9	0.6
札幌市	2,547	26	1.0
仙台市	1,297	5	0.4
さいたま市	1,257	7	0.6
千葉市	890	2	0.2
横浜市	3,557	16	0.4
川崎市	1,341	9	0.7
静岡市	848	0	0.0
名古屋市	3,333	11	0.3
京都市	2,344	10	0.4
大阪市	5,352	31	0.6
堺市	1,130	4	0.4
神戸市	2,318	16	0.7
広島市	1,868	3	0.2
北九州市	1,680	8	0.5
福岡市	2,082	13	0.6
旭川市	497	23	4.6
函館市	405	5	1.2
青森市	379	3	0.8
秋田市	479	3	0.6
郡山市	422	3	0.7
いわき市	412	1	0.2
宇都宮市	632	1	0.2
川越市	339	0	0.0
船橋市	575	1	0.2
横須賀市	439	2	0.5
相模原市	684	4	0.6
新潟市	1,048	5	0.5
富山市	531	4	0.8
金沢市	617	4	0.6
長野市	468	0	0.0
岐阜市	635	5	0.8
浜松市	913	5	0.5
豊橋市	378	2	0.5
豊田市	301	1	0.3
岡崎市	367	2	0.5
高槻市	400	3	0.8
東大阪市	733	2	0.3
姫路市	620	4	0.6
奈良市	533	4	0.8
和歌山市	719	0	0.0
岡山市	1,046	0	0.0
倉敷市	591	0	0.0
福山市	498	1	0.2
下関市	422	3	0.7
高松市	559	2	0.4
松山市	683	4	0.6
高知市	471	10	2.1
長崎市	757	5	0.7
熊本市	1,397	10	0.7
大分市	602	0	0.0
宮崎市	561	6	1.1
鹿児島市	922	5	0.5

資料：平成18年度 指定医療機関に対する指導及び検査の実施結果報告

5 不正受給の状況

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1 件 当 り 金 額	告 発 等	保 護 の 停 廃 止 等
	件	千円	千円	件	件
14	8,204	5,360,659	653	11	2,172
15	9,264	5,853,929	632	3	2,705
16	10,911	6,203,505	568	15	3,162
17	12,417	7,003,465	564	12	3,148
18	14,669	8,978,492	612	13	3,679

資料：平成18年度生活保護法施行事務監査実施結果報告

(2) 不正内容の年度別推移

内 訳	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	5,603	51.4	6,633	51.4	7,885	53.8
稼働収入の過少申告	1,062	9.7	1,244	9.7	1,440	9.8
各種年金等の無申告	1,862	17.1	1,931	17.1	2,363	16.1
保険金等の無申告	418	3.8	434	3.8	501	3.4
預貯金等の無申告	219	2.0	191	2.0	221	1.5
交通事故に係る収入の無申告	210	1.9	229	2.9	281	1.9
その他	1,537	14.1	1,755	14.1	1,978	13.5
計	10,911	100.0	12,417	100.0	14,669	100.0

資料：平成18年度生活保護法施行事務監査実施結果報告

(3) 不正受給発見の契機の状況（平成18年度）

発 見 の 契 機			
照会、調査	通報、投書	その他	計
(88.2%)	(6.5%)	(5.3%)	(100.0%)
12,945件	947件	777件	14,669件

資料：平成18年度生活保護法施行事務監査実施結果報告

(4) 平成19年(H19.1~7)会計検査院実地検査に基づき国会報告された事例

検査対象県
指摘県数38都道府県市 175事業主体(福祉事務所)
9都府県市 10事業主体(福祉事務所)

県市	世帯構成 (検査時点)	保 護 受給期間	指 摘 の 内 容	過大保護費	過大国库 負担金
A	高齢者 単身世帯	H13.2~継続	(主)就労収入の未申告	円 3,129,020	円 2,346,765
B	稼働年齢層 3人世帯	H14.7~H19.6	(主)・(長男)・(次男)・(三男) 就労収入の過小申告	円 2,901,284	円 2,175,963
C	稼働年齢層 3人世帯	H7.4~継続	(妻)就労収入の過小申告	円 3,933,474	円 2,950,106
	稼働年齢層 3人世帯	H12.2~H17.11	(主)就労収入の過小申告	円 2,179,430	円 1,634,571
D	稼働年齢層 単身世帯	H15.6~H18.9	(主)就労収入の未申告	円 3,298,100	円 2,473,574
E	稼働年齢層 単身世帯	H14.12~継続	(主)年金及び年金担保借入、雇用保険の求 職者給付、保護開始前の支払いに係る高額 療養費の未申告	円 3,812,037	円 2,859,029
F	稼働年齢層 2人世帯	H10.5~継続	(主)・(長男) 就労収入の未申告	円 3,126,454	円 2,344,840
	稼働年齢層 2人世帯	H10.6~継続	(主)就労収入の未申告	円 2,285,947	円 1,714,461
	高齢者 単身世帯	H12.4~継続	(主)就労収入の過小申告	円 2,204,775	円 1,653,582
	稼働年齢層 単身世帯	H16.1~継続	(主)就労収入の過小申告	円 2,054,079	円 1,540,559
	稼働年齢層 単身世帯	H16.2~継続	(主)就労収入の未申告	円 3,551,632	円 2,663,724
	稼働年齢層 単身世帯	H16.5~継続	(主)就労収入の未申告	円 1,717,773	円 1,288,330
	稼働年齢層 単身世帯	H10.6~継続	(長男)就労収入の未申告	円 1,773,716	円 1,330,286

県市	世帯構成 (検査時点)	保 護 受給期間	指 摘 の 内 容	過大保護費	過大国库 負担金
G	稼働年齢層 2人世帯	H13.10～継続	(主)就労収入の未申告 (妻)健康保険加入の併用患者であったが単 独分の医療券により全額医療扶助を受給	円 3,882,739	円 2,912,053
	高齢者 2人世帯	H15.10～継続	(長女)就労収入の未申告	円 2,933,084	円 2,199,814
H	稼働年齢層 単身世帯	H13.11～H18.5	(主)就労収入の未申告	円 3,517,975	円 2,638,481
I	高齢者 4人世帯	H14.7～H18.8	(主)・(四女)・(四女の子) 就労収入の未申告	円 3,287,161	円 2,465,371
計	9都府県市 10事業主体(福祉事務所) 17ケース		○就労収入未申告等 ・就労収入未申告 11件 ・就労収入過小申告 5件 ○年金収入の未申告 1件 ○年金担保借入の未申告 1件 ○その他 ・雇用保険求職者給付の未申告 1件 ・高額療養費の未申告 1件 ・医療扶助の単独給付 1件	円 49,588,680	円 37,191,509

6 生活保護に係る福祉事務所職員による不祥事案の推移

(新聞報道等による件数)

15年度	6件	現業員の生活保護費着服、返還金の放置紛失等
16年度	4件	現業員の生活保護費横領、着服、放置等
17年度	10件	現業員の生活保護費詐取、着服、架空のシステム導入による詐欺事件等
18年度	20件	現業員の生活保護費着服、詐欺、セクハラ等
19年度	12件	現業員の生活保護費着服、返還金窃盗、生活保護費不当支給、被保護者名簿漏洩等

<事例1>

概要：現業員が生活保護受給者の銀行通帳と印鑑を預かり、保護費を314万円着服。

対応：着服した職員は懲戒免職

再発防止策：①被保護者に現業員が金銭管理をしない旨の周知徹底を図る
②被保護者が金銭管理能力に欠ける場合には、金銭管理を扶養義務者に依頼、又は「地域福祉権利擁護事業」の活用を図る
③査察指導員等による事務処理点検の指針を定める

<事例2>

概要：転出等により廃止すべきケースを廃止せず、許可無く操作した電算システムにより不正に支出した保護費を、被保護者の印鑑を用意するなどして本人になりすまし受領し、計13世帯分740万円の保護費を着服。

対応：着服した職員は懲戒免職

再発防止策：①口座振替の推進
②査察指導員による世帯状況の把握の徹底
③システム不正操作防止のためのシステム改修
④現業員の訪問調査活動の、ケース記録への記載徹底

2 保護施設関係

厚生労働省及び都道府県・指定都市・中核市が実施した指導監査(平成18年度)

(1) 指導監査の実施状況

年 度		17'	18'
施 設 数		か所 241	か所 241
実 施 施 設 数	厚 労 省 分	30	24
	都道府県・指定 都市・中核市分	180	182

(2) 保護施設に対する文書指摘事項

(ア) 概 要

年 度	平成17年度	平成18年度
指導監査実施施設数	210か所	206か所
文書指摘総数	137件	126件
a 入所者処遇	31	46
b 職員処遇	17	15
c 運営管理	89	65

(イ) 詳細

指 摘 事 例	平成17年度		平成18年度	
	指 摘 施設数	指摘率 (%)	指 摘 施設数	指摘率 (%)
a 入所者処遇	31	15.9	46	22.3
1 入所者の個別処遇の策定が不十分	5	2.6	8	3.9
①入所者の個別処遇の策定が不十分	5	2.6	5	2.4
②処遇に関する記録が不十分	0	0.0	3	1.5
2 給食の取扱いが不適切	5	2.6	10	4.9
①検食及び保存食の実施等が不十分	2	1.0	4	1.9
②調理職員等の検便の実施が不十分	1	0.5	1	0.5
③嗜好調査、残飯(菜)調査が不十分	1	0.5	2	1.0
④栄養量の確保、給食内容が不十分	1	0.5	3	1.5
3 授産事業の実施内容が不適切	4	2.1	0	0.0
4 入所者預り金の管理及び取扱いが不適切	9	4.6	6	2.9
5 入所者の健康管理が不十分	2	1.0	5	2.4
6 遺留金品の取扱いが不適切	0	0.0	1	0.5
7 入所者の心情に対する配慮が不十分	1	0.5	0	0.0
8 入所者に対するクラブ活動が低調	0	0.0	0	0.0
9 入所者に対するリハビリが低調	0	0.0	1	0.5
10 入浴の実施が不十分	0	0.0	1	0.5
11 夜間における介護体制が不十分	0	0.0	0	0.0
12 褥瘡予防対策、離床対策が不十分	0	0.0	0	0.0
13 苦情解決に対する取り組みが不十分	2	1.0	4	1.9
14 その他	3	1.5	10	4.9
b 職員処遇	17	8.7	15	7.3
1 給与規程が不備又は実態と乖離	4	2.1	4	1.9
2 非常勤職員等の雇用形態が不明確	2	1.0	3	1.5
3 勤務体制の整備が不十分	3	1.5	3	1.5
4 職員の健康診断が不十分	5	2.6	1	0.5
5 研修会等への参加が低調	0	0.0	0	0.0
6 職員の定着化対策が不十分	0	0.0	0	0.0
7 職員に対する福利厚生が不十分	0	0.0	0	0.0
8 その他	3	1.5	4	1.9
c 運営管理	89	45.6	65	31.6
1 会計事務処理が不適正	20	10.3	11	5.3
①会計事務処理が不適正	17	8.7	8	3.9
②診療所職員の人件費等の按分が不適切	1	0.5	1	0.5
③措置費対象外経費の支出	0	0.0	0	0.0
④予算の執行が不適切	2	1.0	1	0.5
⑤発注、支払が未決裁	0	0.0	1	0.5
2 就業規則、管理規程が不備又は実態と乖離	12	6.2	4	1.9
3 災害事故防止対策が不十分	15	7.7	8	3.9
4 契約の取扱いが不適切	4	2.1	6	2.9
①工事、高額物品購入にかかる事務処理が不適切	3	1.5	5	2.4
②給食材料及び医薬品等の購入にかかる事務処理が不適切	1	0.5	1	0.5
5 労働基準法に基づく諸届け等がなされていない	3	1.5	1	0.5
6 借入金・繰入金等の処理が不適切	4	2.1	4	1.9
①借入金・繰入金等の処理が不適切	1	0.5	2	1.0
②繰入金の管理・執行が不適切	1	0.5	1	0.5
③引当金の経理が不適切	2	1.0	1	0.5
7 内部牽制組織及び内部監査体制の不備	2	1.0	0	0.0
①内部牽制組織及び内部監査体制が不十分	0	0.0	0	0.0
②会計責任者への辞令が未交付	2	1.0	0	0.0
8 施設設備の整備が不十分	4	2.1	3	1.5
①施設設備の整備が不十分	4	2.1	2	1.0
②施設設備の使用目的が不適切	0	0.0	1	0.5
9 経理規程が不備又は実態と乖離	2	1.0	3	1.5
10 施設長の兼務及び無資格	0	0.0	1	0.5
11 職員給食費の徴収が不適切	0	0.0	0	0.0
12 直接処遇職員が未充足	5	2.6	2	1.0
13 施設長の施設運営管理が不十分	0	0.0	0	0.0
14 栄養士が未充足	1	0.5	3	1.5
15 職員会議等の開催が低調及び記録が未整備	0	0.0	0	0.0
16 感染症等の防止対策が不十分	5	2.6	4	1.9
17 その他	12	6.2	15	7.3
指 摘 総 数	137		126	

$$\text{※指摘率} = \frac{\text{指 摘 施 設 数}}{\text{指 導 監 査 実 施 施 設 数}} \times 100$$

現業員のための 年金ガイド

厚生労働省社会・援護局

総務課 指導監査室

このガイドを活用される皆さんへ

私たちが、監査で福祉事務所を訪れた際、現業員の方々とお話をしている中で、悩んでいるひとつに年金があることをお聞きします。

ご承知のとおり、生活保護制度は他法他施策優先でありますので、高齢者や障害を持った方、配偶者に先立たれた方などからの保護申請に際しては、常に年金制度の優先活用を念頭に置く必要があります。

しかし、年金制度といってもいろんな種類があり、内容も複雑であることから、十分に検討されずに終わってしまっているケースも少なくありません。

そこで、当室ではこの「現業員のための年金ガイド」を作成しました。このガイドは、年金制度の基本的部分を抜粋し、現場に沿ってわかりやすい内容にしております。

このガイドは年金へのほんの入り口にすぎませんが、これを契機に研修会や勉強会で更なる年金知識の習得を望んでおります。

このガイドが、生活保護受給者の方々の自立に向けて有効に活用されますことを心から願っております。

平成 20 年 3 月 3 日

厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室

目次

その1	老齢基礎年金及び老齢厚生年金等	1
その2	障害基礎年金及び障害厚生年金等	9
その3	遺族基礎年金及び遺族厚生年金等	19
その4	恩給	32
その5	労災補償給付	35

その1 老齢基礎年金及び老齢厚生年金等

()内は、平成20年1月1日現在の年齢である。

1. 制度の概要

老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、公的年金の加入期間が25年以上ある人が65歳に達したときに受けられるのが原則ですが、昭和5年4月1日以前に生まれた人(現在77歳)は、その人の生年月日に応じて25年という期間が21年から24年の間に短縮されています。

※ 受給要件のフロー (P7 参照)

老齢厚生年金の受給要件

☆65歳から支給される老齢厚生年金☆

厚生年金保険の被保険者期間がある人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに、老齢基礎年金に上乘せする形で支給されます。

したがって、支給開始年齢は、老齢基礎年金と同じ65歳です。

☆64歳までに特別支給される老齢厚生年金☆

昭和16年(女子は昭和21年)4月1日以前(現在66歳以上)に生まれ、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人には、60歳から65歳に達するまでの間、定額部分と報酬比例部分を合わせた額の特別支給の老齢厚生年金が支給されます。(次項図 参照)

また、昭和16年4月2日から昭和24年4月1日(女子は昭和21年4月2日から昭和29年4月1日)までの間

に生まれた人(現在58歳～66歳)の特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分は60歳から65歳に達するまでの間、支給されますが、定額部分については、生年月日に応じて61歳から64歳と段階的に支給(別表参照)されます

※ 受給要件のフロー(P8参照)

60歳

65歳

特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老 齢 厚 生 年 金
特別支給の老齢厚生年金 (定額部分) [別表参照]	老 齢 基 礎 年 金

[別表] (特別支給の老齢厚生年金の定額部分支給開始年齢表)

定 額 部 分 支 給 開 始 年 齢	生 年 月 日			
	男 性	現在の年齢	女 性	現在の年齢
60歳	昭和16年4月1日以前	66歳	昭和21年4月1日以前	61歳
61歳	昭和16年4月2日 ～昭和18年4月1日	64歳 ～66歳	昭和21年4月2日 ～昭和23年4月1日	59歳 ～61歳
62歳	昭和18年4月2日 ～昭和20年4月1日	62歳 ～64歳	昭和23年4月2日 ～昭和25年4月1日	57歳 ～59歳
63歳	昭和20年4月2日 ～昭和22年4月1日	60歳 ～62歳	昭和25年4月2日 ～昭和27年4月1日	55歳 ～57歳
64歳	昭和22年4月2日 ～昭和24年4月1日	58歳 ～60歳	昭和27年4月2日 ～昭和29年4月1日	53歳 ～55歳

脱退手当金

全ての国民から何らかの形で年金制度にカバーされ、それらを通算して年金を支給するという国民皆年金体制が定着するに伴い、脱退手当金の必要性は乏しくなっていました。このため、昭和61年4月から厚生年金保険の脱退手当金制度を原則として廃止することとなりました。(国民年金には、脱退手当金制度はありません。)

ただし、経過措置として、昭和16年4月1日(現66歳)以前に生まれた人については、次の条件を満たしている場合に限り、脱退手当金が支給される特例が設けられました。

☆支給を受ける条件☆

- (1) 昭和16年4月1日(現66歳)以前に生まれていること。
- (2) 被保険者期間が5年以上あること
- (3) 60歳に達していること
- (4) 被保険者の資格を喪失していること
- (5) 厚生年金保険の年金を受給できる資格がないこと

<支給される年金額>

全被保険者期間中の標準報酬月額の前平均額に、次表の被保険者期間に応じて決められた支給率を乗じた額が支給されます。

被保険者期間	率	被保険者期間	率	被保険者期間	率
60 月以上 72 月未満	1.1	132 月以上 144 月未満	2.7	204 月以上 216 月未満	4.6
72 月以上 84 月未満	1.3	144 月以上 156 月未満	3.0	216 月以上 228 月未満	5.0
84 月以上 96 月未満	1.5	156 月以上 168 月未満	3.3	228 月以上	5.4
96 月以上 108 月未満	1.8	168 月以上 180 月未満	3.6		
108 月以上 120 月未満	2.1	180 月以上 192 月未満	3.9		
120 月以上 132 月未満	2.4	192 月以上 204 月未満	4.2		

2. 不正受給について

不正内容

- (1) 年金受給開始の未申告による保護費の不正受給
- (2) 年金受給額の過少申告による保護費の不正受給
- (3) 年金額が改定されたことの未申告による不正受給
- (4) 年金担保貸付の返済終了に伴う受給開始の未申告による保護費の不正受給

発生原因

年金受給については、本来、申請時には年金受給の有無を、また、保護受給中のケースは年金受給開始時に申告する義務があり、未申告による不正受給は、第一義的には本人または家族等の責任である。しかし、不正受給を未然に防止できなかった原因のひとつには福祉事務所において、次のような点を確認しなかったことも原因のひとつとしてあげられる。

〔開始時〕

- (1) 職歴の確認不足
- (2) 公的年金制度の加入期間の確認不足（厚年、国年、船保、厚年基金、国年基金、共済等）
- (3) 年金受給の有無の確認不足
- (4) 年金担保貸付の確認不足

〔継続ケース〕

- (1) 年金の支給年月日及び受給額の申告（確認）漏れ
- (2) 年齢が60歳以上の被保護者に対する公的年金制度の加入期間の確認漏れ
- (3) 受給者あてに通知される年金額改定通知書の確認漏れ
- (4) 年金担保貸付の返済完了年月日の確認漏れ

確認の方法

確認方法	照 会 先	備 考	
① 課税調査での確認	市町村役場の税務担当部局	ただし、非課税分(年金額が108万円(65歳以上の場合は、158万円)未満の場合は、課税されないため非課税情報で確認することはできない場合もある。	
② 介護保険からの確認	市町村介護保険担当課	介護保険料が年金から引き落とされるため。	
③ 公的年金機関への照会	厚生年金保険 国民年金 船員保険	・ 社会保険事務所	国民年金の場合は市町村国民年金課でも確認できる。
	厚生年金基金	・ 加入していた厚生年金基金 ・ 企業年金連合会 (被保険者期間が短い者、加入していた厚生年金基金が解散している場合)	
	国民年金基金	・ 国民年金基金連合会 ・ 加入していた都道府県国民年金基金	
	共済組合	・ 加入していた共済組合	国家公務員共済組合 地方公務員等共済組合 地方団体関係団体職員共済組合 私立学校教職員共済組合
	恩 給	・ 総務省人事・恩給局	
④ 年金担保貸付	独立行政法人福祉医療機構	借入の申し込みは金融機関で行うこととなるが、債務者の確認は金融機関では確認することができない。	

未然防止対策

- (1) 本人または家族等に年金受給に係る申告義務があることを事前に十分周知しておくこと。
- (2) 生活保護開始時に被保護者より、公的年金加入期間（または職歴）等を十分確認すること。
（当初面接時だけでなく、初回訪問時など気がついたときに確認することも大切である。）
- (3) 常に被保護者（家族）の年齢を意識しておくこと。
- (4) 被保護者が60歳に到達した時点で本人（または家族）から、公的年金加入期間（または職歴）を確認し、それぞれの公的機関に確認すること。
- (5) 福祉事務所内において、自主的内部点検を実施する。（年金一斉調査を実施するなど・・・）
- (6) 年金担保貸付については、被保護者に借入できない旨を常に説明すること。
また、既に貸付を受けている者については、完済完了年月日の確認を行うこと。

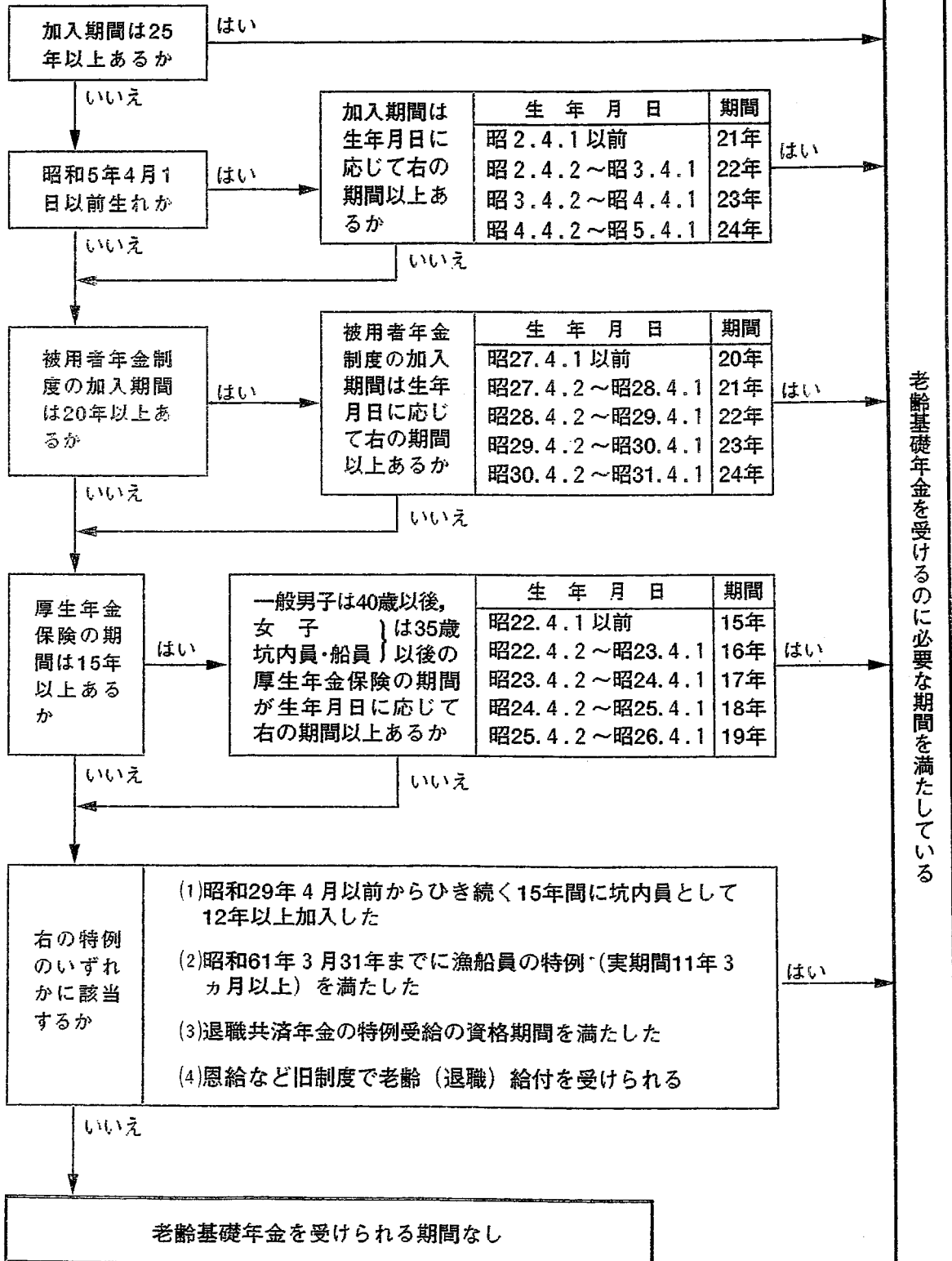
老齢厚生年金、老齢基礎年金及び退職共済年金については、社会保険庁（社会保険業務センター）より、毎年（1月頃）、市区町村役場に「公的年金等支払報告一覧表（課税分・非課税分）」が送付されている。

老齢基礎年金については、社会保険事務所より、毎月、「国民年金の裁定者一覧表」を市区町村役場に送付している。

被保護者が受給している年金情報はこれらの一覧表で確認することができます。

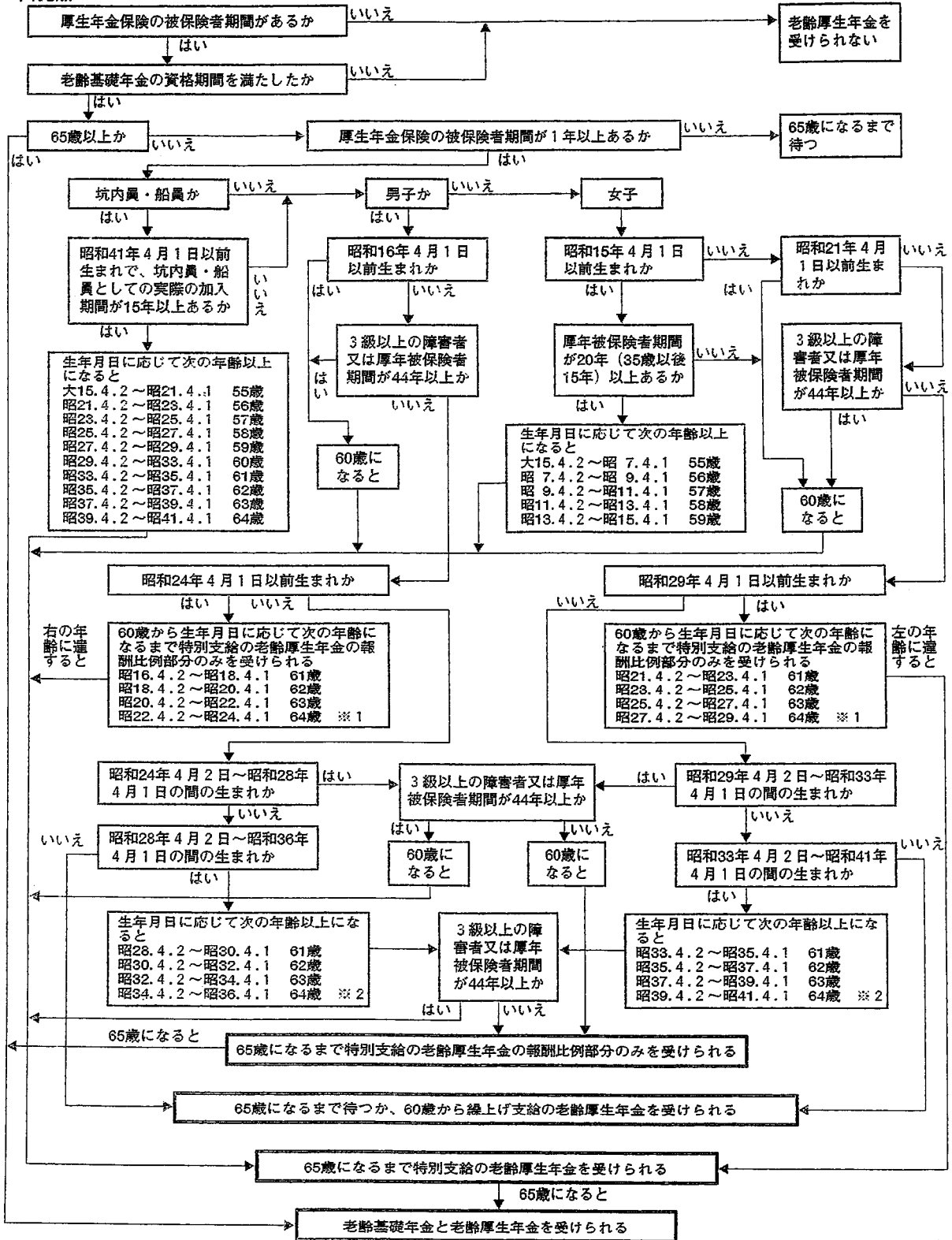
老齢基礎年金 フローチャート

〈出発点〉



老齢厚生年金 フローチャート

〈出発点〉



※1 60歳から老齢基礎年金の一部または全部の繰上げを請求できる。
 ※2 60歳から経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金を受けられる。

その2 障害基礎年金及び障害厚生年金等

1. 制度の概要

障害基礎年金の受給要件

☆国民年金の被保険者期間中などに初診日がある場合☆

国民年金の被保険者期間中、または、被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に傷病の初診日から1年6ヶ月たった日あるいはその期間中に傷病が治った日(ともに障害認定日といいます。)に1級または2級(障害等級表(P17~18参照))の障害の状態にある場合は、障害基礎年金が支給されます。

ただし、初診日前に一定の国民年金保険料の納付要件(注)を満たしていなければなりません。

(注)国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間(免除期間を含む。)が2/3以上あること。

もしくは、初診日前の直近1年間に国民年金保険料の滞納がないこと。

※ 受給要件のフロー(P14参照)

☆20歳前に初診日がある場合☆

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき(障害認定日が20歳以降の場合は障害認定日)に1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金が支給されます。

※ 受給要件のフロー(P15参照)

<障害基礎年金の年金額>

- ・ 1級障害の場合：990,100円(月額82,508円) + 子の加算額
- ・ 2級障害の場合：792,100円(月額66,008円) + 子の加算額

子の加算額は、1人目、2人目の子1人につき227,900円、3人目以降の子1人につき75,900円です。

障害厚生年金の支給要件

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日に1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金の両方が支給され、3級の障害のある場合は、厚生年金保険の障害厚生年金(3級)のみが支給されます。(障害等級表(P17~18参照))

また、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病が5年以内に治り、3級よりやや軽い障害が残ったときは、厚生年金保険の障害手当金(一時金)が支給されます。

※障害厚生年金(1~3級)及び障害手当金いずれの場合も初診日前に国民年金の保険料を納めなければならない期間があるときは、障害基礎年金と同じ一定の国民年金保険料納付要件を満たしていなければなりません。

※ 支給要件のフロー(P16参照)

<障害厚生年金の年金額>

- ・ 1級障害の場合(障害基礎年金が同時に支給されます。)
(障害厚生年金(報酬比例の年金額×1.25)+配偶者加給年金額)
+ (障害基礎年金(990,100円)+子の加算額)
- ・ 2級障害の場合(障害基礎年金が同時に支給されます。)
(障害厚生年金(報酬比例の年金額×1.0)+配偶者加給年金額)
+ (障害基礎年金(792,100円)+子の加算額)
- ・ 3級障害の場合(障害基礎年金は支給されません。)
障害厚生年金(報酬比例の年金額×1.0)
- ・ 障害手当金(一時金)
報酬比例の年金額×2.0

2. 不正受給について

不正内容

- (1) 年金受給開始または障害手当金受給の未申告による保護費の不正受給
- (2) 年金受給または障害手当金受給額の過少申告による保護費の不正受給
- (3) 年金額が改定されたことの未申告による不正受給
- (4) 年金担保貸付の返済終了に伴う受給開始の未申告による保護費の不正受給

発生原因

年金受給については、本来、申請時は年金受給の有無を、また、保護受給中のケースは年金受給開始時に申告する義務があり、未申告による不正受給は、第一義的には本人または家族等の責任である。しかし、不正受給を未然に防止できなかった原因のひとつには福祉事務所において、次のような点を確認しなかったことも原因のひとつとしてあげられる。

〔開始時〕

- (1) 職歴及び傷病歴の確認不足
- (2) 公的年金制度の加入期間の確認不足（厚年、国年、船保、厚年基金、国年基金、共済等）
- (3) 年金受給の有無の確認不足
- (4) 年金担保貸付の確認不足

〔継続ケース〕

- (1) 年金または障害手当金の支給年月日及び受給額の申告（確認）漏れ
- (2) 被保護者の障害状況の確認と公的年金制度の加入期間の確認漏れ
- (3) 受給者あてに通知される年金額改定通知書の確認漏れ
- (4) 年金担保貸付の返済完了年月日の確認漏れ

確認の方法

確認方法	照 会 先	備 考	
① 課税調査での確認	課税調査での確認は不可能	障害厚生年金等は、課税されないため、課税調査での確認は不可能である。	
② 介護保険からの確認	市町村介護保険担当課 (ただし、障害年金を選択している 65歳以上の受給者の場合にかぎる。)	介護保険料が年金から引き落とされるため。	
③ 公的年金機関への照会	厚生年金保険 国民年金 船員保険	・ 社会保険事務所	
	厚生年金基金	・ 加入していた厚生年金基金 ・ 企業年金連合会 (被保険者期間が短い者、加入していた厚生年金基金が解散している場合)	
	国民年金基金	・ 国民年金基金連合会 ・ 加入していた都道府県国民年金基金	
	共済組合	・ 加入していた共済組合	国家公務員共済組合 地方公務員等共済組合 地方団体関係団体職員共済組合 私立学校教職員共済組合
④ 年金担保貸付	独立行政法人福祉医療機構	借入の申し込みは金融機関で行うこととなるが、債務者の確認は金融機関では確認することができない。	

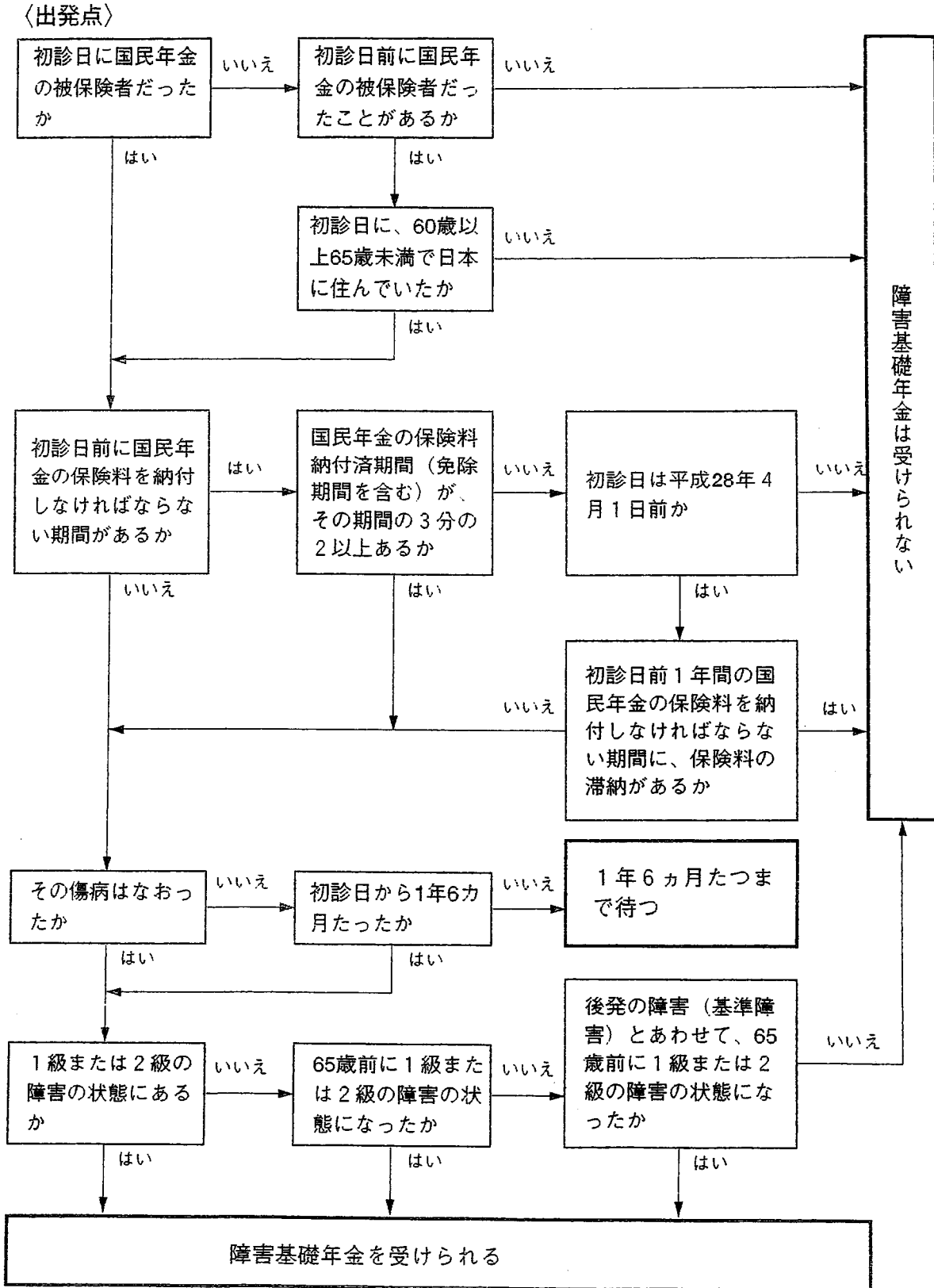
未然防止対策

- (1) 本人または家族等に年金受給に係る申告義務があることを事前に十分周知しておくこと。
- (2) 生活保護開始時に被保護者より、公的年金加入期間（または職歴）等を十分確認すること。
（当初面接時だけでなく、訪問時など気がついたときに確認すること。）
- (3) 被保護者（家族）の傷病等を嘱託医または主治医に確認するとともに、疑いのある場合は社会保険事務所等へ確認すること。
- (4) 年金担保貸付については、被保護者に借入できない旨を常に説明すること。
また、既に貸付を受けている者については、完済完了年月日の確認を行うこと。

障害基礎年金については、社会保険事務所より、毎月、「国民年金の裁定者一覧表」を市区町村役場に送付しているため、被保護者が受給している年金情報はこの一覧表で確認することができます。

障害基礎年金 フローチャート①

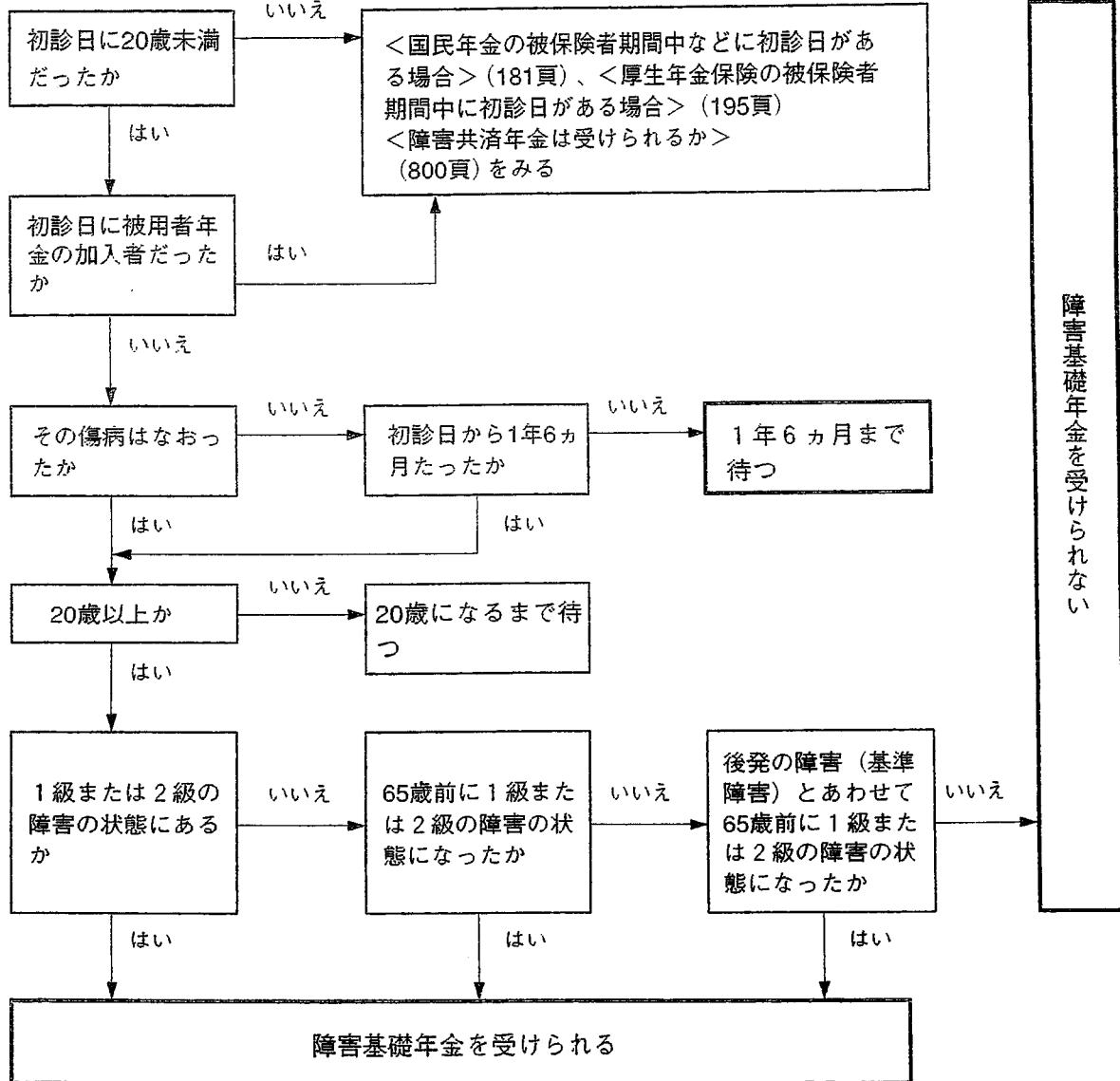
国民年金の被保険者期間中などに初診日がある場合



障害基礎年金 フローチャート②

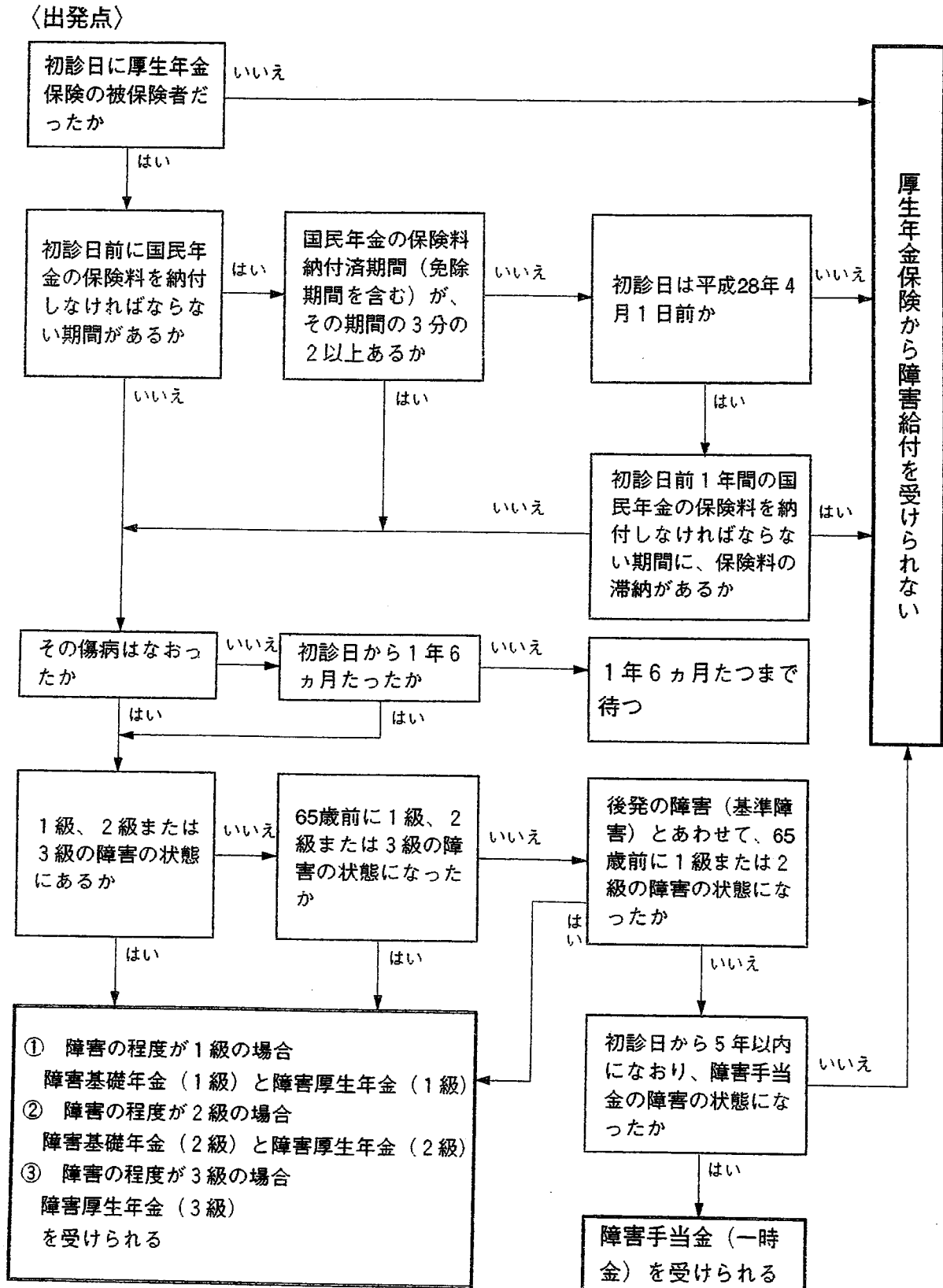
20歳前に初診日がある場合

〈出発点〉



障害厚生年金 フローチャート

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある場合



障害等級表

国民年金保険法施行令 別表(第4条の6関係)

障害の程度	障害の状況
〈1級〉	1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
〈2級〉	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 1上肢のすべての指を欠くもの
	10 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 1下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
----	--

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

〈3級——厚生年金保険〉

厚生年金保険法施行令 別表第1(第3条の8関係)

障害の程度	障 害 の 状 態
1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5	1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6	1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8	1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの
9	おや指及びひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの
10	1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11	両下肢の10趾の用を廃したもの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

その3 遺族基礎年金及び遺族厚生年金等

1. 制度の概要

遺族基礎年金の受給要件

☆国民年金の被保険者などが死亡した場合☆

次の(1)から(4)のいずれかに該当する人が死亡した場合、その人によって生計を維持されていた遺族に遺族基礎年金が支給されます。

- (1) 国民年金の被保険者
- (2) 国民年金の被保険者の資格を失った後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる人
- (3) 老齢基礎年金の受給権者
- (4) 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人

※ 受給要件のフロー（P26、27参照）

☆厚生年金保険の被保険者などが死亡した場合☆

次の(1)から(4)のいずれかに該当する人が死亡した場合、その人によって生計を維持されていた遺族に遺族基礎年金が支給されます。

- (1) 厚生年金保険の被保険者
- (2) 厚生年金保険の被保険者の資格を失った後でも、被保険者期間中に初診日のある傷病で、初診日から5年以内に死亡した人
- (3) 1級または2級の障害厚生年金の受給権者
- (4) 老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の資格期間を満たした人

(注) 「国民年金及び厚生年金保険の被保険者が死亡した場合」の(1)及び(2)の場合、国民年金被保険者期間

のうち、保険料納付済期間(免除期間を含む。)が2/3以上あること。

もしくは、死亡直前の直近1年間に国民年金保険料の滞納がないこと。

※ 受給要件のフロー (P28 参照)

<遺族基礎年金の年金額>

●子のある妻に支給される遺族基礎年金の額

妻に支給されるときは、基本額として792,100円(月額66,008円)、子が1人のときは227,900円、2人のときは455,800円、3人以上のときは455,800円に1人増すごとに75,900円を加算します。

	基本額	加算額	合計
子が1人いる妻	792,100円	227,900円	1,020,000円
子が2人いる妻	792,100円	455,800円	1,247,900円
子が3人いる妻	792,100円	531,700円	1,323,800円

●子に支給される遺族基礎年金の額

子に支給されるときは、基本額として792,100円(月額66,008円)、子が2人のときは227,900円を、子が3人以上のときは1人増すごとに75,900円を加算した額を、年金を受ける子の数で割った額になります。

	基本額	加算額	合計	一人当たりの額
子が1人のとき	792,100円	—	792,100円	792,100円
子が2人のとき	792,100円	227,900円	1,020,000円	510,000円
子が3人のとき	792,100円	303,800円	1,095,900円	365,300円

遺族厚生年金の受給要件

☆厚生年金保険の被保険者などが死亡した場合☆

次の(1)から(4)のいずれかに該当する人が死亡した場合、その人によって生計を維持されていた遺族(妻、夫、子、父母、孫または祖父母)に遺族厚生年金が支給されます。

- (1) 厚生年金保険の被保険者
- (2) 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病で、初診日から5年以内に死亡した人
- (3) 1級または2級の障害厚生年金の受給権者
- (4) 老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の資格期間を満たした人

(注1) 子と孫は、18歳到達年度の末日までの間にあるかまたは20歳未満で1級または2級の障害のある場合に限られます。

(注2) 夫と父母、祖父母は55歳以上の人に限られ、60歳から支給されます。

なお、子のある妻または子には遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されますが、子のない妻、夫、父母、祖父母などの場合は、遺族厚生年金のみが支給されます。ただし、(1)及び(2)の場合、国民年金被保険者期間のうち、保険料納付済期間(免除期間を含む。)が2/3以上あること、もしくは、死亡日前の直近1年間に国民年金保険料の滞納がないことが支給要件となります。

また、平成8年4月1日前の死亡については、死亡当時、夫、父母、祖父母が55歳未満であっても、遺族厚生年金の受給権を取得した日から引き続いて1級または2級の障害の状態にある間は支給されます。

※ 支給要件のフロー(P28、29参照)

☆中高齢の寡婦加算について☆

次の要件に該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまで、中高齢の寡婦加算があります。

- (1) 夫が死亡したとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻
- (2) 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻(40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る。)が、子が18歳到達年度の末日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)ため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき

※ 上記(4)の要件による遺族厚生年金の場合は、死亡した人の厚生年金保険の被保険者期間が20年以上あることが必要です。

寡婦年金の受給要件

寡婦年金は、国民年金の被保険者としての保険料納付済期間または保険料免除期間が25年(昭和5年4月1日以前生まれの人(77歳)は、21年から24年に短縮)以上ある夫が死亡した場合、10年以上婚姻関係にあった妻に60歳から65歳に達するまでの間、支給されます。 ※ 受給要件フロー(P30参照)

ただし、死亡した夫が、障害基礎年金の受給権者だったり、老齢基礎年金の支給を受けていたとき、寡婦年金は支給されません。

死亡一時金の受給要件

死亡一時金は、国民年金の被保険者としての保険料納付済期間の月数(国民年金保険料4分の1免除期間は4分の3に相当する月数、半額免除期間は2分の1に相当する月数、4分の3免除期間の月数は4分の1に相当する月数)が36月以上ある人が、老齢基礎年金または障害基礎年金のいずれの支給も受けずに死亡したときに、その遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹)に死亡一時金が支給されます。 ※ 受給要件フロー(P31参照)

ただし、その人の死亡により、遺族基礎年金を受けられる遺族がいるときは、死亡一時金は支給されません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、支給を受ける人の選択によって、どちらかが支給されます。

<死亡一時金の額>

保険料納付済期間の月数	金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

2. 不正受給について

不正内容

- (1) 年金受給開始または死亡一時金受給の未申告による保護費の不正受給
- (2) 年金受給または死亡一時金受給額の過少申告による保護費の不正受給
- (3) 年金額が改定されたことの未申告による不正受給
- (4) 年金担保貸付の返済終了に伴う受給開始の未申告による保護費の不正受給

発生原因

年金受給については、本来、申請時は年金受給の有無を、また、保護受給中のケースは年金受給開始時に申告する義務があり、未申告による不正受給は、第一義的には本人または家族等の責任である。しかし、不正受給を未然に防止できなかった原因のひとつには福祉事務所において、次のような点を確認しなかったことも原因のひとつとしてあげられる。

〔開始時〕

- (1) 死亡した人の職歴及び死亡日の確認不足
- (2) 死亡した人の公的年金制度の加入期間の確認不足（厚年、国年、船保、厚年基金、国年基金、共済等）
- (3) 死亡した人の妻、夫、子、父母、孫または祖父母の年金受給権についての確認不足
- (4) 年金担保貸付の確認不足

〔継続ケース〕

- (1) 年金または死亡一時金の支給年月日及び受給額の申告（確認）漏れ
- (2) 死亡した被保護者の公的年金制度の加入期間の確認漏れ
- (3) 受給者あてに通知される年金額改定通知書の確認漏れ
- (4) 年金担保貸付の返済完了年月日の確認漏れ

確認の方法

確認方法	照 会 先	備 考
① 課税調査での確認	課税調査での確認は不可能	遺族厚生年金等は、課税されないため、課税調査での確認は不可能である。
② 介護保険からの確認	市町村介護保険担当課 (ただし、遺族年金を選択している 65歳以上の受給者の場合にかぎる。)	介護保険料が年金から引き落とされるため。
③ 公的年金機関への照会	厚生年金保険 国民年金 船員保険	・ 社会保険事務所
	厚生年金基金	・ 加入していた厚生年金基金 ・ 企業年金連合会 (被保険者期間が短い者、加入していた 厚生年金基金が解散している場合)
	国民年金基金	・ 国民年金基金連合会 ・ 加入していた都道府県国民年金基金
	共済組合	・ 加入していた共済組合
④ 年金担保貸付	独立行政法人福祉医療機構	借入の申し込みは金融機関で行うこととなるが、債務者の確認は金融機関では確認することができない。

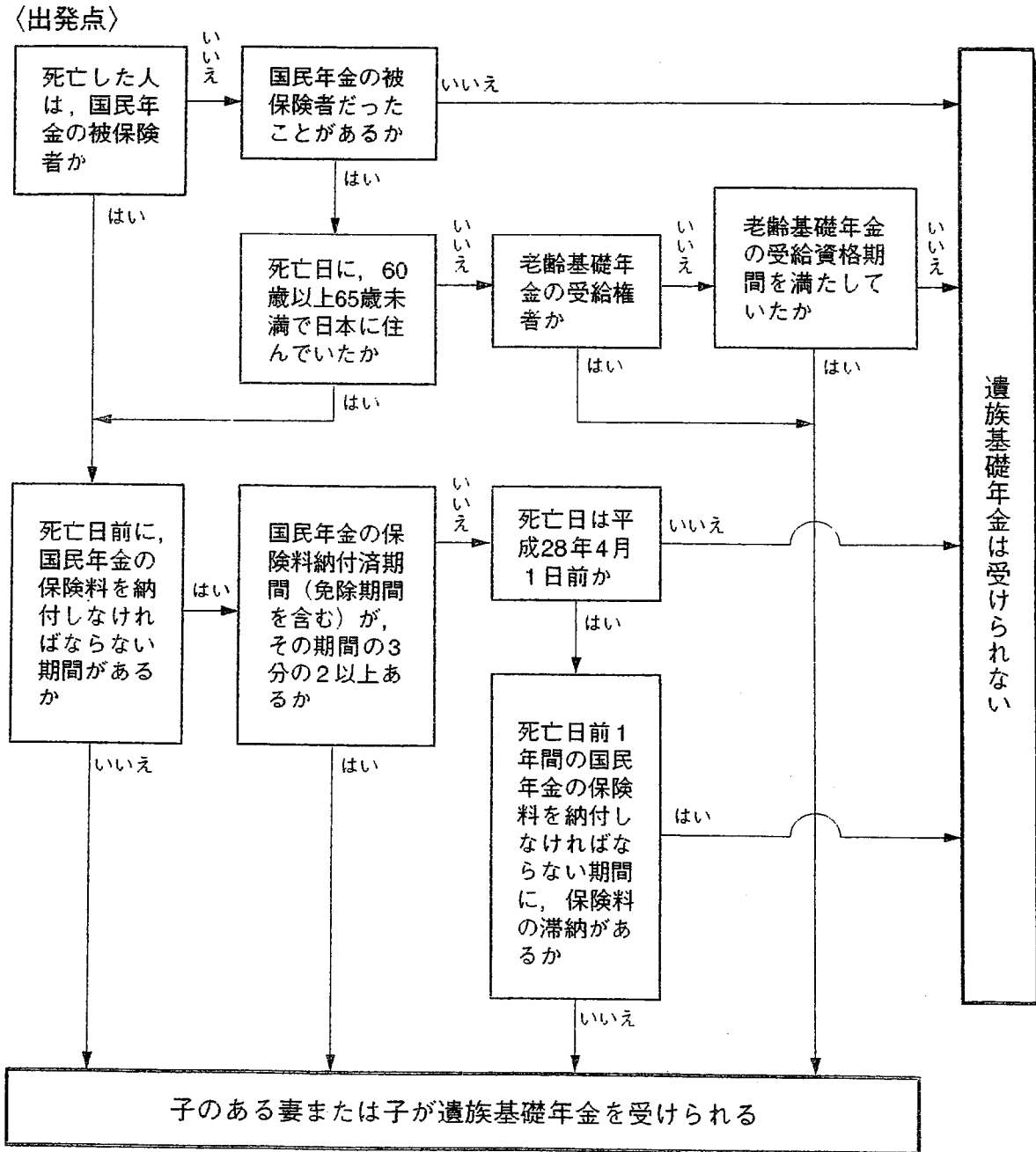


未然防止対策

- (1) 本人または家族等に年金受給に係る申告義務があることを事前に十分周知しておくこと。
- (2) 生活保護開始時に被保護者より、死亡した人の公的年金加入期間（または職歴）を十分確認すること。
（当初面接時だけでなく、訪問時など気がついたときに確認すること。）
- (3) 被保護者が死亡し、家族がいる場合は常に年金受給権の有無を確認すること。
- (4) 被保護者（または家族）から、死亡した被保護者の公的年金加入期間（または職歴）及び死亡日を確認するとともに、疑いのある場合は社会保険事務所等へ確認すること。
- (5) 年金担保貸付については、被保護者に借入できない旨を常に説明すること。
また、既に貸付を受けている者については、完済完了年月日の確認を行うこと。

遺族基礎年金 フローチャート①

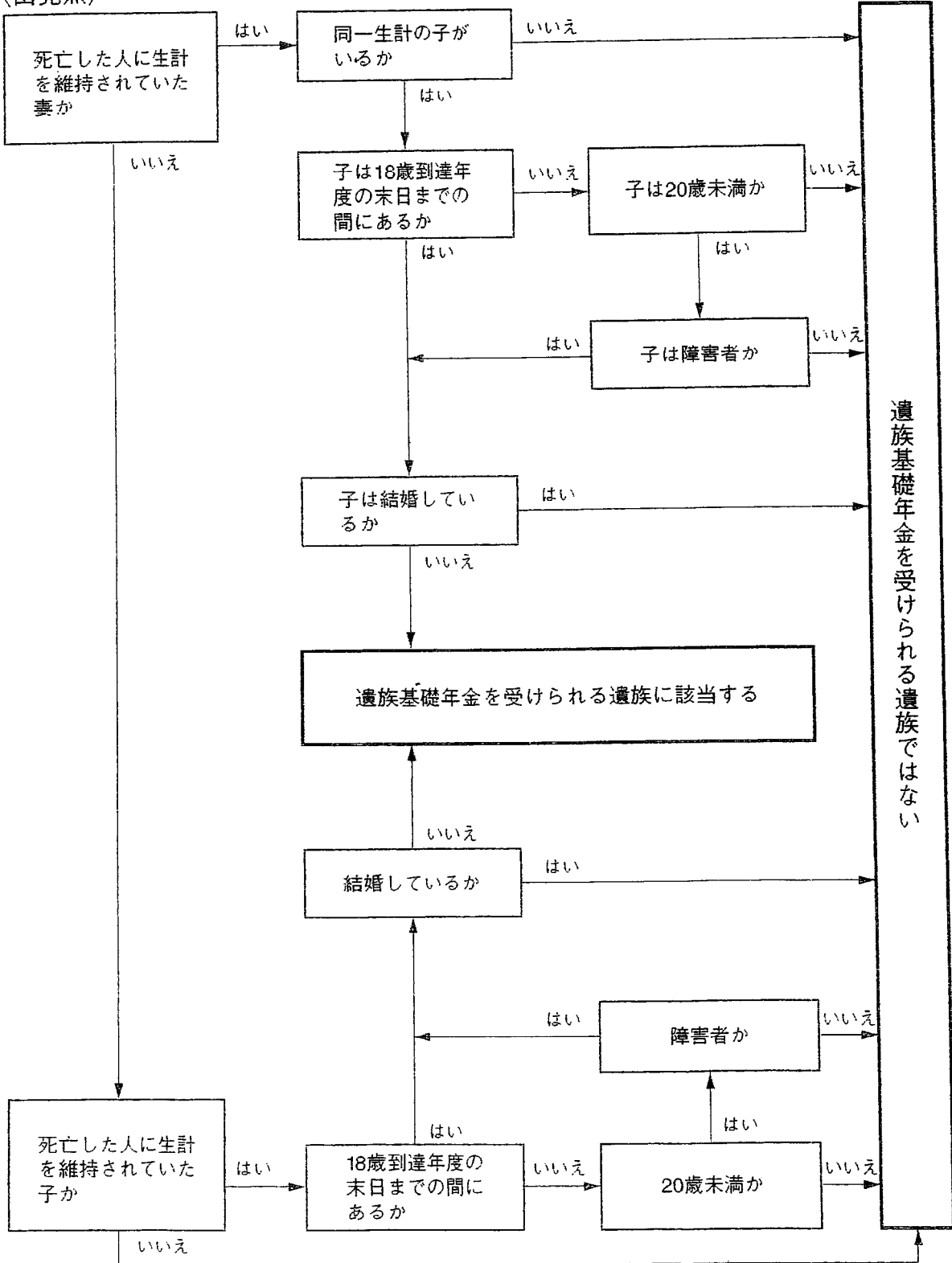
国民年金の被保険者などが死亡した場合



遺族基礎年金 フローチャート②

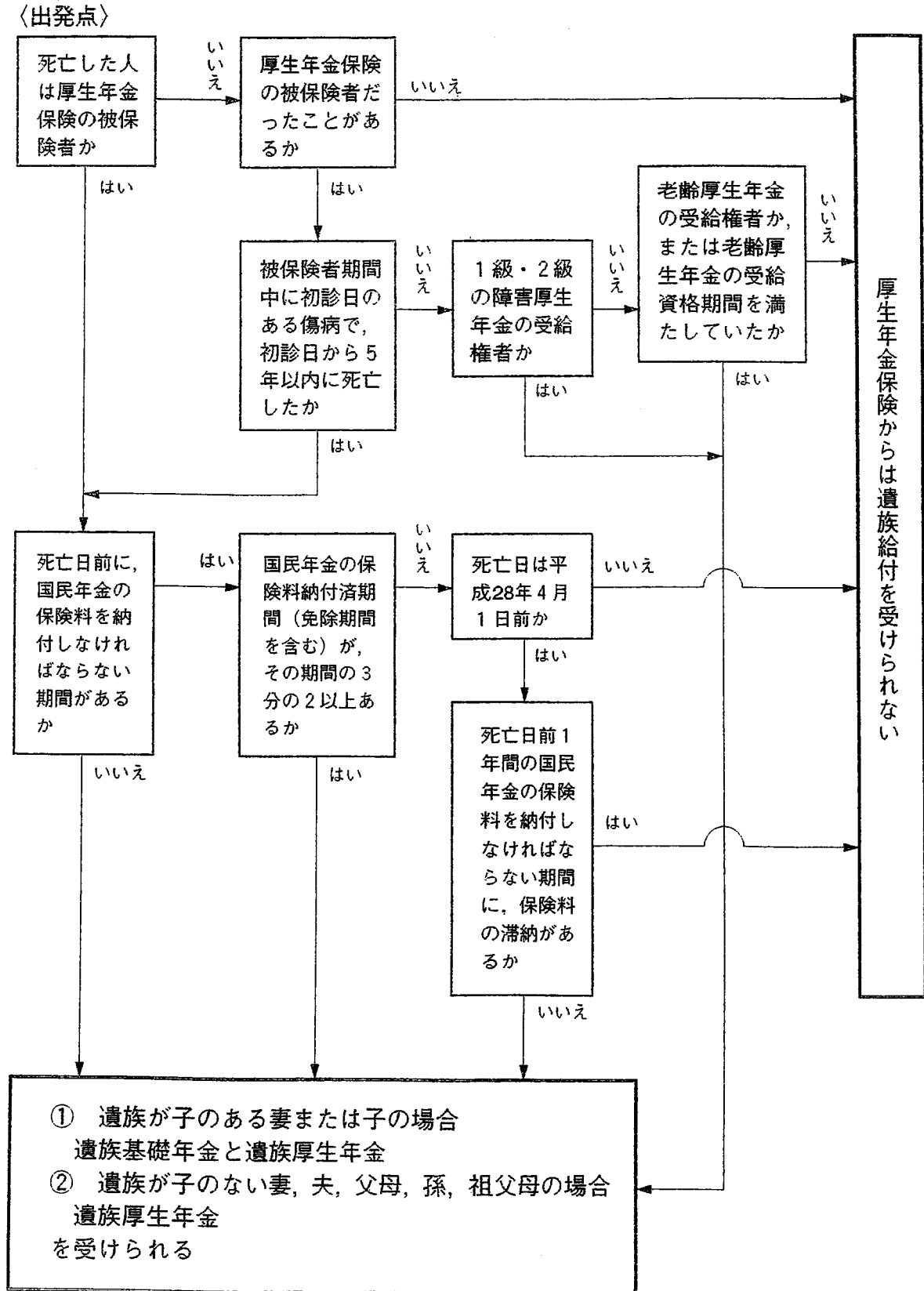
遺族基礎年金を受けられる遺族か

〈出発点〉



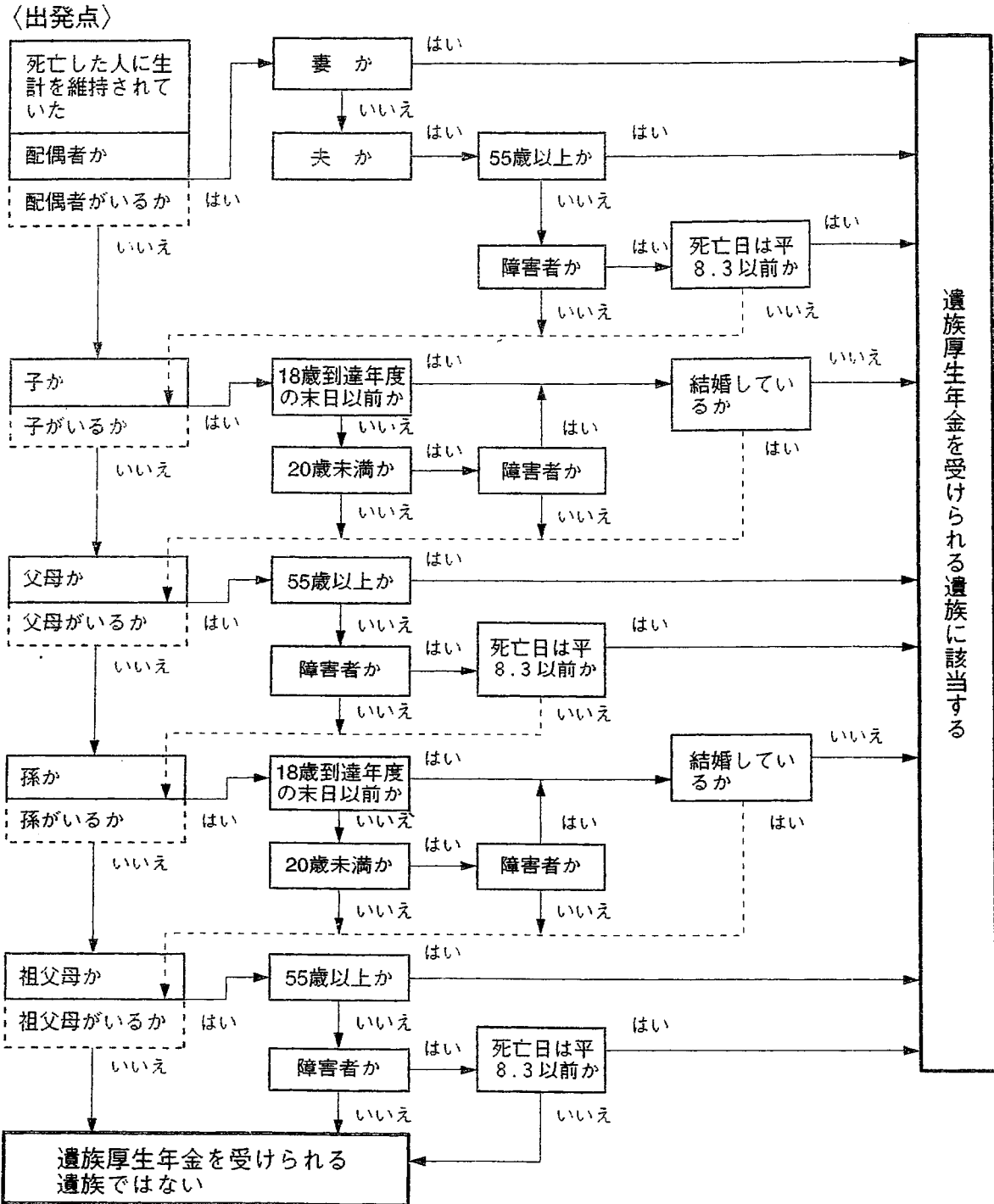
遺族厚生年金 フローチャート①

厚生年金保険の被保険者などが死亡した場合



遺族厚生年金 フローチャート②

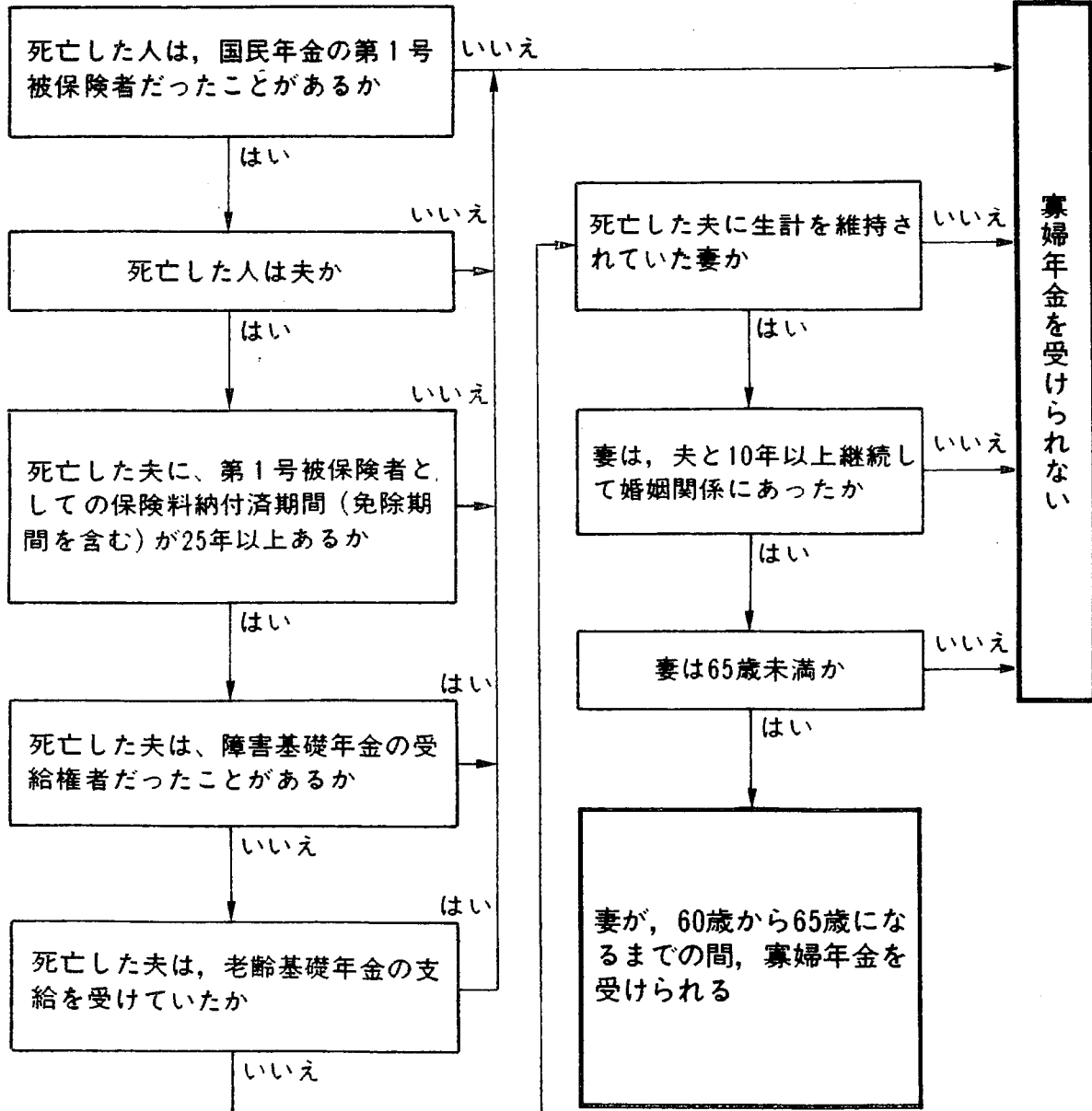
遺族厚生年金を受けられる遺族か



寡婦年金 フローチャート

寡婦年金を受けられるか

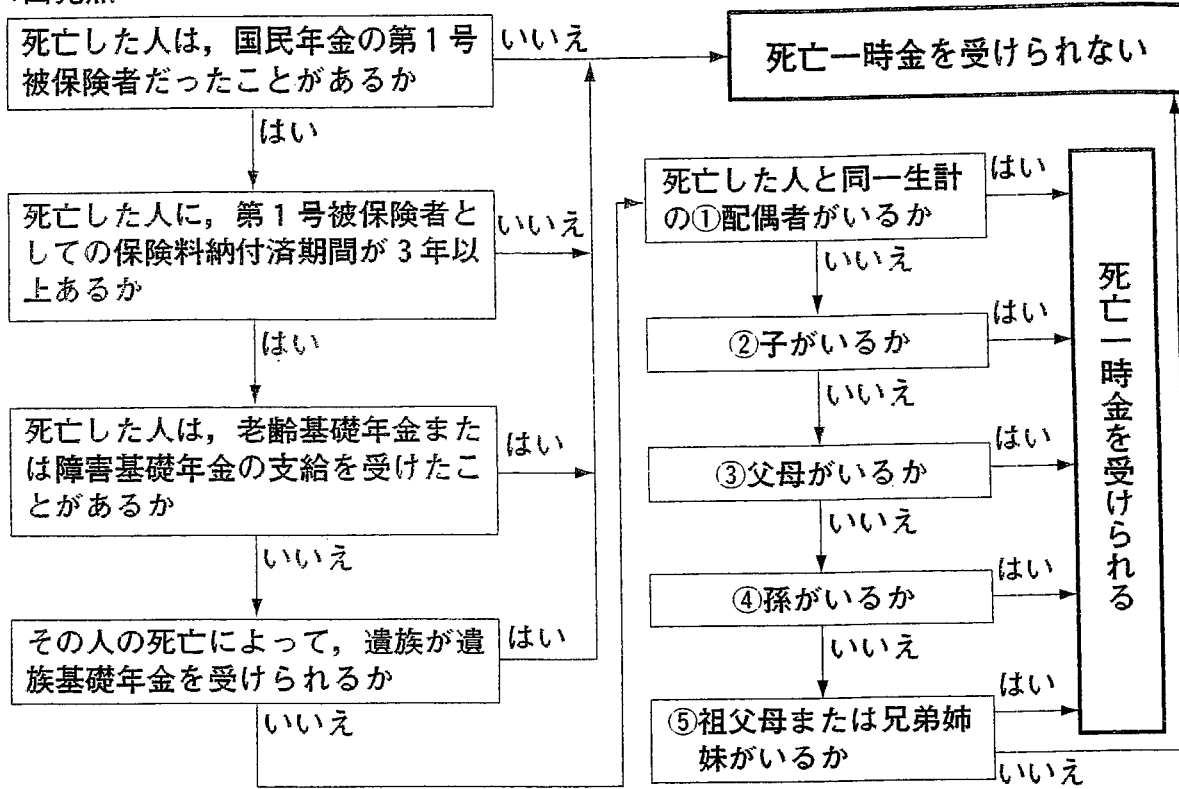
〈出発点〉



死亡一時金 フローチャート

死亡一時金を受けられるか

〈出発点〉



その4 恩給

1. 制度の概要

恩給の受給要件

恩給は、共済制度に移行する前に公務員を退職された人を対象とする年金制度です。

恩給の受給対象となる人は、郵政、印刷、林野など三公社五現業の職員と非現業の雇用人で、昭和33年12月以前に退職した人、非現業のその他の職員で、昭和34年9月以前に退職した人、地方公務員で、昭和37年11月以前に退職した人のうち、次に該当する人が支給されます。

- (1) 文官（戦前の判任官以上、戦後の事務官、技官など）
- (2) 教育職員（公立の学校、幼稚園、図書館の職員）
- (3) 警察監獄職員（警察、消防、刑務関係職員）
- (4) 待遇職員（神宮司庁の職員、間・国幣社の神職など）
- (5) 旧軍人（陸海軍の現役、予備校などの兵役にあった兵から大將までのすべての軍人）

また、準公務員、旧軍属、準用公務員、沖縄が復帰するまでの琉球政府職員も恩給が適用されていました。

恩給の種類

恩給には、以下の種類があります。

恩給の種類	恩給の内容
① 普通恩給	公務員が一定の年数以上、在籍して退職した場合に支給される年金恩給
② 増加恩給・傷病年金・特例傷病恩給・傷病賜金	公務のため、または職務に関連して怪我をしたり病気にかかったりした公務員が、一定の程度以上の障害を有する場合に支給される恩給
③ 扶助料・傷病者遺族特別年金	遺族に支給される年金恩給
④ 一時恩給・一時扶助料	普通恩給の資格年限前に退職した公務員やその遺族に支給される一時金

2. 不正受給について

不正内容

- (1) 恩給受給開始の未申告による保護費の不正受給
- (2) 恩給受給額の過少申告による保護費の不正受給
- (3) 恩給額が改定されたことの未申告による不正受給
- (4) 恩給年金担保貸付の返済終了に伴う受給開始の未申告による保護費の不正受給

発生原因

恩給受給の有無については、本来、申請時には恩給受給の有無を、また、保護受給中のケースは恩給受給開始時に申告するのが義務であり、未申告による不正受給は、第一義的には本人または家族等の責任である。しかし、不正受給を未然に防止できなかった原因のひとつには福祉事務所において、次の点を確認しなかったことも原因としてあげられる。

〔開始時〕

- (1) 職歴の確認不足
- (2) 公務員在職期間の確認不足
- (3) 恩給受給の有無の確認不足
- (4) 恩給担保貸付の確認不足

〔継続ケース〕

- (1) 恩給の支給年月日及び恩給受給額の申告(確認)漏れ
- (2) 受給者あてに通知される恩給金額改定通知書の確認漏れ
- (3) 恩給担保貸付の返済完了年月日の確認漏れ

確認の方法

確認方法	照会先	備考
課税調査での確認	市町村役場の税務担当部局	課税対象となる恩給は、普通恩給（増加恩給に併給されている普通恩給を除く）、一時恩給である。 ただし、年金恩給額が108万円（65歳以上の場合は、158万円）未満の場合は、課税されないことに留意する。
公的年金機関への照会	総務省人事・恩給局	

未然防止対策

- (1) 本人または家族等に恩給受給に係る申告義務があることを事前に十分周知しておくこと。
- (2) 生活保護開始時に被保護者より、公務員在職期間等を十分確認すること。
（当初面接時だけでなく、訪問時など気がついたときに確認すること。）
- (3) 恩給担保貸付について、貸付を受けている者については、完済完了年月日の確認を行うこと。

その5 労災補償給付

1. 制度の概要

労災保険とは

労災保険とは、業務上の事由または通勤による労働者の負傷・疾病・傷害または死亡に対して労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行う制度です。

☆業務災害について☆

労働者の業務が原因となった災害により、負傷、疾病、障害または死亡した場合を業務災害といいます。

この場合、業務と疾病等との間に一定の因果関係がなくてはなりません。

業務災害に対する保険給付は、労働者が労災保険を適用している事業所（法人・個人を問わず一般に労働者が使用されている事業所は適用事業所となります。）に雇われて働いていることが原因となって発生した災害に対して行われるものでありますから、労働者が労働関係のもとにあった場合に起きた災害でなければなりません。

☆通勤災害について☆

労働者が通勤により被った災害により、負傷、疾病、障害または死亡した場合を通勤災害といいます。

この場合の通勤とは、

- (1) 住居と就業の場所との間の往復
- (2) 就業の場所から他の就業の場所への移動
- (3) 住居と就業の場所との間の往復に先行し、または後続する住居間の移動

※移動の経路を逸脱または移動を中断した場合には、逸脱または中断の間及びその後の移動は「通勤」とはなりません。

せん。

<各種労災保険給付（年金のみ）>

労災保険給付の種類（年金に限る）	労災保険給付の要件	保険給付の内容	特別支給金の内容
障害（補償）年金	業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
遺族（補償）年金	業務災害または通勤災害により死亡したとき	遺族の等級に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の等級に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
傷病（補償）年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日または同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度に応じ、114万円から100万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から245日分の年金

※ 受給要件フロー（P43参照）

障害（補償）年金

☆給付の要件☆

業務上または通勤による負傷や疾病が治ったとき、身体に一定の障害が残った場合には、障害補償給付（業務災害の場合）または障害給付（通勤災害の場合。以下併せて障害（補償）給付という。）が支給されます。

※ 「治ったとき」とは、傷病の状況が安定し、医学上一般的に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときをいい、これを「治ゆ」（病状固定）といいます。

したがって、「治ゆ」とは、必ずしももとの身体状態に回復した場合だけをいうものではありません。

☆給付の内容☆

残存障害が、障害等級表に掲げる第1級から第7級の等級に該当するとき、それぞれ下記のとおり支給されます。

障害等級	障害（補償）給付		障害特別支給金		障害特別年金	
	年金	算定基礎日額の 313 日分	一時金	342 万円	年金	算定基礎日額の 313 日分
第1級	年金	算定基礎日額の 313 日分	一時金	342 万円	年金	算定基礎日額の 313 日分
第2級	〃	〃 277 日分	〃	320 万円	〃	〃 277 日分
第3級	〃	〃 245 日分	〃	300 万円	〃	〃 245 日分
第4級	〃	〃 213 日分	〃	264 万円	〃	〃 213 日分
第5級	〃	〃 184 日分	〃	225 万円	〃	〃 184 日分
第6級	〃	〃 156 日分	〃	192 万円	〃	〃 156 日分
第7級	〃	〃 131 日分	〃	159 万円	〃	〃 131 日分

※ 障害等級表（P44～45 参照）

遺族（補償）年金

☆給付の要件☆

労働者が、業務上または通勤により死亡したとき、その遺族に対して、遺族補償給付（業務災害の場合）または遺族給付（通勤災害の場合。以下合わせて「遺族（補償）給付」という。）が支給されます。

☆受給資格者☆

遺族（補償）年金の受給資格者となるのは、労働者の死亡当時その者の収入によって生計を維持していた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹ですが、妻以外の遺族については、労働者の死亡の当時に一定の高齢または年少であるか、あるいは一定の障害の状態にあることが必要です。

なお、「労働者の死亡の当時、労働者の収入によって生計を維持していた」とは、もっぱら又は主として労働者の収入によって生計を維持されていることを要せず、労働者の収入によって生計の一部を維持していれば足り、いわゆる共稼ぎの場合もこれに含まれます。

受給権者となる順位は次のとおりです。

- | | |
|--|--|
| ① 妻または 60 以上か一定障害の夫 | ⑥ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか 60 歳以上又は一定障害の兄弟姉妹 |
| ② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか一定障害の子 | ⑦ 55 歳以上 60 歳未満の夫 |
| ③ 60 歳以上か一定障害の父母 | ⑧ 55 歳以上 60 歳未満の父母 |
| ④ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか一定障害の孫 | ⑨ 55 歳以上 60 歳未満の祖父母 |
| ⑤ 60 歳以上か一定障害の祖父母 | ⑩ 55 歳以上 60 歳未満の兄弟姉妹 |

※ 一定の障害とは、障害等級第 5 級以上の身体障害を言います。

※ 配偶者の場合、婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含まれます。又、労働者の死亡の当時、胎児であった子は、生まれたときから受給資格者となります。

※ 最先順位者が志望や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の方が受給権者となります（これを「転給」といいます）。

※ ⑦～⑩の 55 歳以上 60 歳未満の夫・父母・祖父母・兄弟姉妹は、受給権者となっても、60 歳になるまでは年金の支給は停止されます（これを「若年停止」といいます）。

☆給付の内容☆

遺族の等級に応じて、遺族（補償）年金、遺族特別支給金及び遺族特別年金が支給されます。

なお、受給権者が 2 人以上あるときは、その額を等分した額がそれぞれの受給権者が受ける額となります。

遺族数	遺族（補償）年金	遺族特別支給金（一時金）	遺族特別年金
1 人	給付基礎日額の 153 日分（ただし、その遺族が 55 歳以上の妻又は一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の 175 日分）	300 万円	算定基礎日額の 153 日分（ただし、その遺族が 55 歳以上の妻又は一定の障害状態にある妻の場合は算定基礎日額の 175 日分）
2 人	給付基礎日額の 201 日分		給付基礎日額の 201 日分
3 人	” 223 日分		” 223 日分
4 人以上	” 245 日分		” 245 日分

傷病（補償）年金

☆給付の要件☆

業務上または通勤による負傷や疾病の療養開始後1年6か月を経過した日又はその日以後、次の要件に該当するとき、傷病補償年金（業務災害の場合）又は傷病年金（通勤災害の場合。以下合わせて「傷病（補償）年金」という。）が支給されます。

- (1) その負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) その負傷又は疾病による障害の程度が傷病等級表の傷病等級に該当すること。

☆給付の内容☆

傷病等級に応じて、傷病（補償）年金、傷病特別支給金及び傷病特別年金が支給されます。

傷病等級	傷病（補償）年金	傷病特別支給金（一時金）	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額の313日分	114万円	給付基礎日額の313日分
第2級	” 277日分	107万円	” 277日分
第3級	” 245日分	100万円	” 245日分

※ 傷病等級表（P46参照）

2. 不正受給について

不正内容

- (1) 年金受給の未申告による保護費の不正受給
- (2) 年金受給額の過少申告による保護費の不正受給
- (3) 年金額が改定されたことの未申告による不正受給

発生原因

年金受給については、本来、申請時は年金受給の有無を、また、保護受給中のケースは年金受給開始時に申告する義務があり、未申告による不正受給は、第一義的には本人または家族等の責任である。しかし、不正受給を未然に防止できなかった原因のひとつには福祉事務所において、次のような点を確認しなかったことも原因のひとつとしてあげられる。

〔開始時〕

- (1) 職歴及び傷病歴の確認不足
- (2) 年金受給の有無の確認不足

〔継続ケース〕

- (1) 年金の支給年月日及び年金額の申告(確認)漏れ
- (2) 被保護者の障害、傷病状況の確認漏れ
- (3) 受給者あてに通知される変更決定通知書の確認漏れ

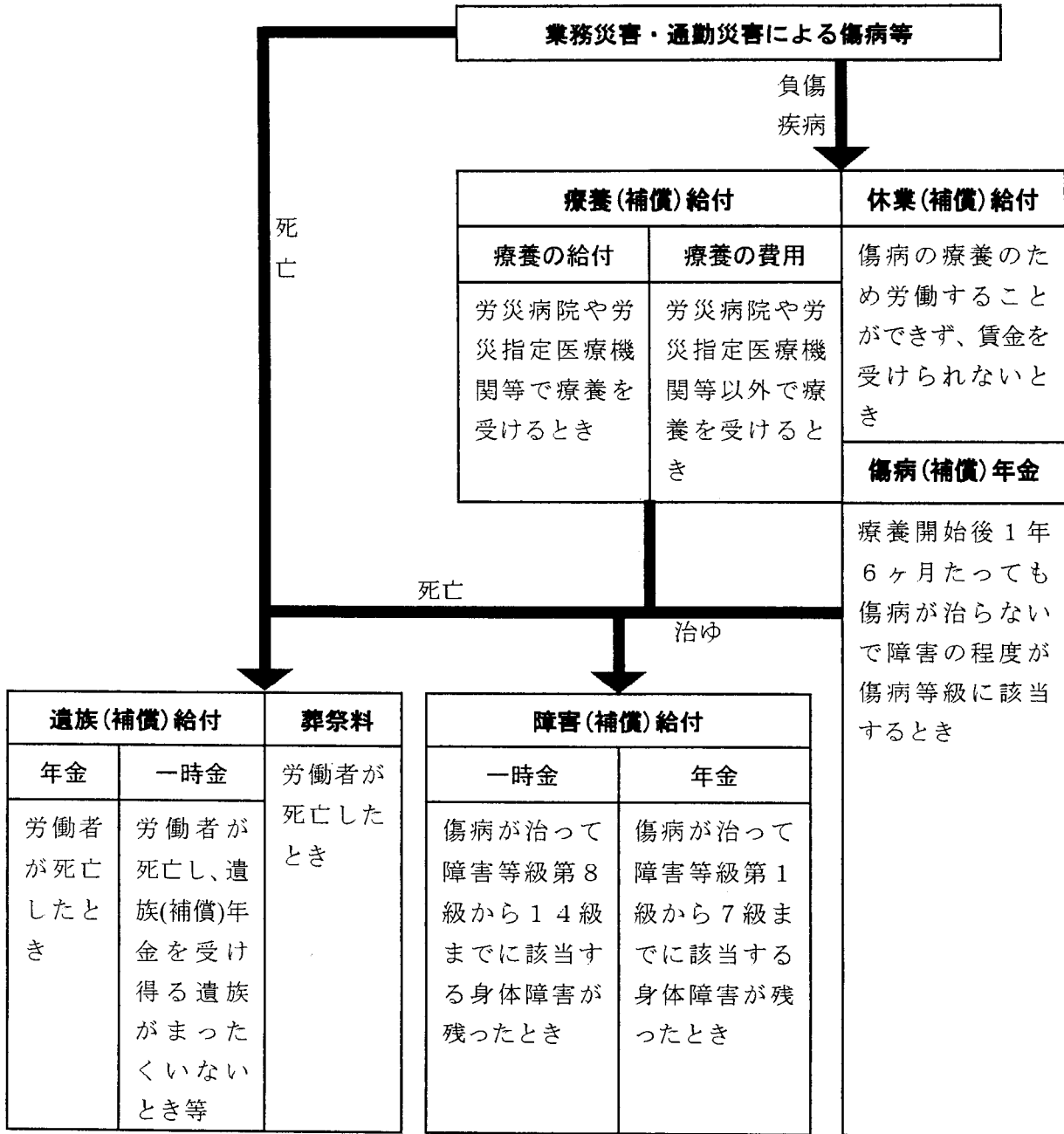
発見方法

確認方法	照会先	備考
① 課税調査での確認	課税調査での確認は不可能	労働者災害補償保険法に基づく給付は、課税されないため、課税調査での確認は不可能である。
② 公的年金機関への照会	各都道府県内の労働基準監督署	

未然防止対策

- (1) 本人または家族等に年金受給に係る申告義務があることを事前に十分周知しておくこと。
- (2) 生活保護開始時に被保護者より、職歴及び傷病歴等を十分確認すること。
(当初面接時だけでなく、訪問時など気がついたときに確認すること。)
- (3) 被保護者(家族)の傷病等を嘱託医または主治医に確認するとともに、疑いのある場合は労働基準監督署等へ確認すること。

労災保険給付 フローチャート



労災にかかる 障害等級表

障害等級	給付の内容	身体障害
第1級	当該障害の 存する期間1 年につき給付 基礎日額の3 13日分	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの
第2級	同277日分	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	同245日分	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

障害等級	給付の内容	身体障害
第3級	同245日分	5 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	同213日分	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	同184日分	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 1上肢を手関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	同156日分	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの

障害等級	給付の内容	身体障害
第6級	同156日分	3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの 6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの
第7級	同131日分	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の

障害等級	給付の内容	身体障害
第7級	同131日分	4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したものの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したものの 12 女性の外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失ったもの

労災にかかる 傷病等級表

傷病等級	給付の内容	障害の状態
第1級	当該障害の状態が継続している期間一年につき給付基礎日額の313日分	<ol style="list-style-type: none"> 1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 3 両眼が失明しているもの 4 そしゃく及び言語の機能を廃しているもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃しているもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃しているもの 9 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第2級	同277日分	<ol style="list-style-type: none"> 1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 3 両眼の視力が0.02以下になっているもの 4 両上肢を腕関節以上で失ったもの 5 両下肢を足関節以上で失ったもの 6 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第3級	同245日分	<ol style="list-style-type: none"> 1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 3 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの 4 そしゃく又は言語の機能を廃しているもの 5 両手の手指の全部を失ったもの 6 第1号及び第2号に定めるもののほか常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの